

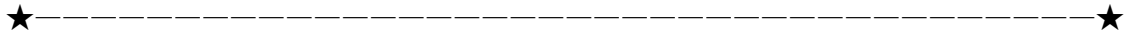


KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY



Co-funded by the
Erasmus+ Programme
of the European Union

産業研究所講演会 (IIR Seminar)



EU: 成長戦略「Europe 2020」と経済通貨同盟(EMU)の改革

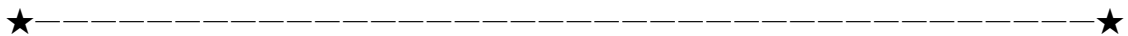
**EU: Growth Strategy Europe 2020 and Reforms
of the Economic and Monetary Union (EMU)**

花田 エバ氏

(神戸大学国際連携推進機構 EU 総合学術センター 准教授)

Dr. Eva Hanada

**(Associate Professor, Centre for EU Academic Collaboration,
Institute for Promoting International Partnerships, Kobe University)**



2019年6月1日(土) 11:10a.m. - 12:40p.m.

関西学院大学 D 号館 205 教室

Date & Time: 1 June 2019 (Sat), 11:10a.m. - 12:40p.m.

Venue: Kwansei Gakuin University Lecture Hall D Room 205

関西学院大学産業研究所

Institute for Industrial Research (IIR), Kwansei Gakuin University

産業研究所講演会
(IIR Seminar)

EU：成長戦略「Europe 2020」と経済通貨同盟（EMU）の改革
EU: Growth Strategy Europe 2020 and Reforms of the Economic and Monetary Union (EMU)

2019年6月1日（土）11:10a.m. – 12:40p.m.

関西学院大学 D 号館 205 教室

Date & Time: 1 June 2019 (Sat), 11:10a.m. – 12:40p.m.

Venue: Kwansei Gakuin University Lecture Hall D Room 205

関西学院大学産業研究所

Institute for Industrial Research (IIR), Kwansei Gakuin University

【産業研究所講演会】

EU：成長戦略「Europe 2020」と経済通貨同盟（EMU）の改革

EU：Growth Strategy Europe 2020 and Reforms of the Economic and Monetary Union (EMU)

皆様、こんにちは。神戸大学の花田エバでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は『EU 成長戦略「Europe 2020」と経済通貨同盟（EMU）の改革』というテーマでお話しさせていただきます。このような機会を関西学院大学より与えて頂いたことを大変光栄に思います。ありがとうございます。

スライド2： 本日の話の流れについてですが、まず、EU の成長戦略を見ていきたいと
思います。その後、経済危機の反省から EU が推進している経済通貨同盟の改革に焦点
を当てます。私の研究分野のひとつは銀行同盟ですので、銀行同盟について詳しく見て
いきたいと
思います。銀行同盟の目的、構成を見たうえで、銀行同盟の役割、そして非
ユーロ圏から見た銀行同盟について一緒に確認させていただきます。最後に、銀行同盟に残
る課題をまとめ、EU 経済の現状を見たいと思います。

スライド3： さて、現在の EU 成長戦略を正確に把握するためには、まずその前の成長
戦略であった「リスボン戦略」に触れなければならないと思われま
す。

リスボン戦略は 2000 年から 2010 年までの 10 年間の成長戦略でした。その目的は次
のように定義されました。「より多く、よりよい雇用とより強い社会的結束を確保しつつ、
環境に配慮した持続可能な経済成長を達成しうる、世界でもっとも競争力があるダイナ
ミックな知識基盤経済を構築する」。したがって、雇用問題にとどまらず、情報通信革命
への対応はひとつの重要な軸となっており、知識基盤社会、英語で「Knowledge-based
Society」への移行が強調されました。

リスボン戦略は 2005 年の中間点での進展を確認しましたが、経済成長ではアメリカ
に遅れ、日米と比較して、失業率も高くなっていることが明らかになり、戦略的目標の
重点を成長と雇用の分野に移すための見直しが検討されました。

2008 年の欧州理事会では、雇用と成長を目指すリスボン戦略の構造改革の成果が確認
されました。しかしながら、その後、リーマンショックで始まった世界金融危機やその

後の欧州財政危機が、リスボン戦略の成果を打ち消してしまいました。

スライド4： そもそも、ICT、情報通信技術の分野において、EU 全体と日米を比べると、その差は明らかでした。スライド4をご覧ください。対 GDP 比で示す情報通信技術への投資の割合で EU-25（つまり、ブルガリア・ルーマニア・クロアチアの EU 加盟前の 25 カ国で構成する EU）は、アメリカや日本より低いということが確認できます。

スライド5： 次のスライドでは国別で比較していますが、北欧のスウェーデン、そして英国のみが、アメリカの対 GDP 比での情報通信技術への投資のレベルを若干上回り、続いてフィンランド、そしてフランス、ドイツも EU-25 の平均の 3% を上回っているようですが、その他の国、アイルランドやスペインは非常に低いレベルにとどまっていることがわかります。

スライド6： リスボン戦略が 2010 年に終了するため、欧州委員会はその後継となる 2020 年までの 10 年間の成長戦略について、既に 2008 年から検討してきました。「Europe 2020」成長戦略は、2010 年 3 月の欧州委員会で発表され、そして 2010 年 3 月 25-26 日の欧州理事会（つまり、EU の首脳会議）でこの新しい戦略が承認されました。

Europe 2020 は、リーマンショックやギリシャの財政破綻に起因する金融危機や経済危機からの脱却、低成長、高い失業率、高齢化などの構造的な課題の解決を目指しています。さらに、Europe 2020 と名付けられたこの 10 年の EU の経済成長戦略は、EU がアメリカや日本、そして中国、インドなどの新興国に対抗して、世界経済の中で存在感を高めるためのロードマップを描いたものです。

やはり、前回のリスボン戦略は「世界で最も競争力のある知識基盤社会」という目標をかかげましたが、最大の戦略的目標であった実質 3% の成長または 70% の就業率の引き上げが達成されないままに終わってしまいました。過去 10 年間の EU の経済成長や雇用創出は、金融危機でその成果が打ち消されてしまいました。そのため、EU が一体となって新しい経済成長戦略を確実に実行しないと“失われた 10 年を招く”という危機感が EU にありました。

ここまでは成長戦略の背景や根拠の説明でしたが、具体的な目標を確認したいと思います。

具体的には、Europe 2020 で EU が危機から脱出するための鍵となる優先事項として次の3つが挙げられています。

- ① 知的な経済成長（英語で Smart Growth）：知識とイノベーションを成長の駆動力とする経済発展です。その主要な目標は例えば、研究開発投資の対 GDP 比 3%の達成を目指すことです。特に、民間部門による研究開発投資の改善が求められています。また、EU 全体で研究やイノベーションのための資金へのアクセスの改善がこの項目の中で推進されます。
- ② 持続可能な経済成長（英語で Sustainable Growth）：より資源効率的で、よりグリーン、より競争力の高い経済の促進です。具体的には、1990 年に比べ、20%以上、条件が揃えば 30%の温室効果ガスの排出の削減を目指すということです。さらに、最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を 20%まで引き上げるという数値目標です。なお、エネルギー効率を 20%引き上げる目標を達成するということです。
- ③ 包括的経済成長（英語で Inclusive Growth）：経済的・社会的・地域的結束をもたらす高雇用経済の促進です。その達成のためには、雇用・技能に力を入れながら、貧困の撲滅を目指します。数値目標で言えば、20 歳から 64 歳の人口の就業率を 69%から 75%以上に引き上げ、特に女性や高齢者の関与を高めることを目指します。また移民の労働力への統合を改善することがこのカテゴリーに入ります。

このように Europe 2020 をまとめることができます。現在 2019 年にこの戦略を評価するのはまだ早いと思われませんが、最新の主なデータを Eurostat で本講演の前に確認してみましたところ、例えば①の知的な経済成長の中に入る研究開発投資の対 GDP 比は EU 全体で少しずつ上がってきており、2014 年から 2016 年の期間では 2.03%に達しました。また、③の社会全体を包括する経済成長に入る就業率についてですが、目標数値の 75%に対して 2017 年のデータは 72.2%ですので、以前に比べて確実に上がってきました。今後も Europe 2020 の主要数値目標の達成度を EU 全体、そして加盟国別に見極めていく必要があります。

今回は講演の時間に制限があるため、経済成長戦略の話はここまでとさせて頂き、続いて経済通貨同盟の改革の話に入りたいと思います。

スライド7： 問題意識としては、まず危機そのものの区分をこのようにしたいと思いません。

第1段階は、サブプライム危機として位置づけられます。第2段階としては、金融・経済危機です。この時点ではヨーロッパで多くの主要な銀行が危機に直面し、中東欧ではラトビアやハンガリーが深刻な経済危機に直面しました。第3段階はもっとも長く続いた欧州財政危機です。問題がギリシャからその他の南ヨーロッパの国、イタリア、ポルトガル、スペイン、そしてアイルランドに広がり、大きくはユーロ危機として捉えています。

スライド8： 危機の結果として、このスライドで表示しているように、ユーロ圏諸国の政府債務残高（英語で General Government Debt）がマーストリヒト条件である60%を大幅に上回ってしまいました。もちろん、危機の経緯、深刻さをその他の様々な指標で示すことができますが、この講演では解決となる改革に焦点を合わせていきます。

スライド9： ここまで示しましたように、2007年に始まった世界経済危機以降、EUは深刻な経済危機に巻き込まれました。2008-09年のEU金融危機の後、2010-12年の欧州政府債務危機の影響を強く受けたEUは、危機克服対策と従来の金融経済制度の抜本的な改革に取り組んでいます。EUの金融通貨統合を安定化するため、従来の経済通貨同盟（英語で Economic and Monetary Union（EMU）、いわゆる「エミュ」）を深化させる包括的な改革が進展しています。

銀行同盟はこの改革の不可欠な一部です。銀行同盟は、ECB（欧州中央銀行）下で統一された監督を導入する他、一貫性のある危機管理を実現させる制度であるため、EUの銀行市場の金融的安定と統合を大幅に促進する取り組みです。元ドイツ財務相の言葉を借りると、「ユーロ危機はEUを完全に分断させる力を持っていたが、逆にこの危機の影響でユーロ発足以来もっとも野心的な欧州統合の段階である銀行同盟が導入された」という風に銀行同盟の意義を述べました。

スライド10： 欧州連合理事会は、銀行同盟を次のように定義しています。「銀行同盟はEUレベルの銀行監督及び破綻処理のシステムであり、EU規模の規制に基づき運用している。ユーロ圏及び広い規模のEUにおける銀行部門の安定性と信頼性を確保する

こと、破綻した銀行の処理の過程で納税者負担を発生させず、実体経済へのインパクトを最小限にすることを目的とする」。

銀行同盟の背景についてですが、EU の金融規制監督制度の問題点（特にクロスボーダー銀行に関する EU レベルの危機管理メカニズムの欠如）が、2009 年 2 月の『EU における金融監督に関するハイレベルグループ報告書（いわゆるドラロジエール報告）』によって指摘されました。EU の金融監督制度の抜本的な改革が、同報告の実際的な提案に沿って行われ、例えばマクロ・プルーデンス監督を担当する機関がつけられました。これにより EU は 2008-09 年の EU 金融危機に制度的に対応しました。

銀行同盟は 2012 年 6 月の欧州理事会での承認以降、その創設行程が加速されました。こうした加速化の背景には、スペインで生じた銀行危機があります。当面の危機を欧州安定機構(ESM)からの借入で乗り切りましたが、ユーロ圏の金融的安定の確保には抜本的な対策が必要であることが明らかになりました。こうした背景で EU は「銀行同盟」の実現に乗り出しました。

スライド 1 1： 銀行同盟の創設経緯についてこのスライドに簡単にまとめました。

スライド 1 2： 銀行同盟は、EU が推進しているユーロ制度改革の脈略で捉えなければなりません。従来の経済通貨同盟が抱える様々な問題を克服し、真に機能する EMU に向けた抜本的な制度改革が 2010 年以降進行しつつあります。

2012 年 12 月に公表された『真の EMU に向けて』（英語で Towards a Genuine Economic and Monetary Union）という欧州理事会議長他による最終報告は、4 つの枠組み（金融枠組み、財政枠組み、経済政策枠組み、政治的説明責任）からなる包括的なユーロ再建策を提示しました。その一部は銀行同盟です。具体的には、「統合された金融枠組み」では、ここで示しているように銀行同盟のそれぞれの柱が提示されました。EMU 創設以来、初めてユーロ圏内で統合された金融監督制度及びバイルイン原則に基づく銀行破綻処理制度をつくり上げる方向を示した同報告が、当時の EMU をさらに進化させたという意義を強調したいと思います。

スライド 1 3： つまり、EMU の抜本的な改革が進行しつつあります。この状況の中では、基本的に危機後のユーロ圏のガバナンスが複雑になったということをこのスライドで示しております。

スライド14：そして、2015年6月に公表された『欧州におけるEMUの完成に向けて』（英語で Completing Europe's Economic and Monetary Union）という欧州委員会委員長他による報告は、「深化した公正な真のEMU」を2025年までに完成させるための行程表を示し、銀行同盟には資本市場同盟が追加されました。つまり、銀行同盟にとどまらず、資本市場同盟にまで進むということです。

スライド15：それでは、銀行同盟の効果と目的を確認しましょう。

銀行同盟によって、危機の予防、危機管理、危機の解決のための諸手段が初めて一貫した規制の枠組みで扱われることになったという意義を指摘します。

スライド16：銀行同盟は、①単一銀行監督機構（SSM）、②EU加盟国の破綻処理制度の調和と適切な原資を備えた単一のEU破綻処理機構（SRM）、③欧州共通預金保険制度（EDIS）という3つの柱からなっています。さらに、この3つの柱を支えている単一規則集が重要です。

単一規則集の最も重要な3つの規則、自己資本規則（Capital Requirements Regulation: CRR）、第4次自己資本指令（Capital Requirement Directive IV: CRD IV）および銀行再建・破綻処理指令（Bank Recovery and Resolution Directive: BRRD）と預金保険制度指令も示しました。

スライド17：2014年11月よりECBがユーロ圏の「主要な銀行（significant banks）」を直接監督しています。金融危機前、「最低限の調和」と「相互承認」の原則から成り立っていたEUの金融規制監督制度では加盟国間の監督慣行が大きく異なっており、規則の裁定が生じる環境でしたので、こうした従来の分散型金融監督制度は金融危機に対応できませんでした。危機の反省から、EU金融規制監督制度の2009-11年の抜本的な改革を踏まえて、銀行同盟の創設が不可欠でした。

SRMの目的は「納税者負担と実体経済への影響を最小限にし、破綻した銀行を効率的に処理すること」と定義されています。単一破綻処理委員会（Single Resolution Board：SRB）と単一破綻処理基金（Single Resolution Fund：SRF）があります。SRFの規模は2024年までにEU26カ国の銀行に預けられた預金総額の1%（約550億ユーロ）となります。要するに、2016-24年の8年間で参加国ごとに積み立てる方式で、徐々にEUレベルで

統合していくこととなります。

EDIS はまだ設計中であり、進捗が最も遅れている銀行同盟の柱です。ただし、危機後には、最低預金保険額が従来の 2 万ユーロから一律 10 万ユーロに引き上げられ、調和化されたので、預金保護が一層強化されました。

単一規則集は、EU 規模 (EU-28) の金融機関 (約 8,300 行の銀行) に適用されている調和化された金融法制です。

スライド 18： それでは、これからは、銀行同盟がいかにユーロ圏の金融安定を促進しているかを確認していきます。主に 4 つのプラス効果が指摘できます。

(1) まず、SSM 下での監督・規制の一元化によって以前より確固とした銀行の資本基盤が確保できます。第 2 に、リスクの監視が改善し、早期の危機予防が実現できます。第 3 に、SRM 下で危機解決を効率的に行うため、これまで見られたクロスボーダー銀行に対するアドホックな危機解決を回避できます。第 4 に、ペイルイン原則に基づいた銀行破綻処理は公的資金の使用を回避するため、銀行破綻から生じるコストの影響が国家財政に及ばず、銀行負債と国家財政との間の悪影響、または悪循環ともよばれる (銀行-政府間の危機の) リスクを最小限化できます。

2024 年に SRF が EU レベルで統合されることによって、銀行-政府間の危機を防止するという銀行同盟の重要な機能が一層発揮できると見られます。さらに、銀行同盟はユーロ圏の銀行市場の分断化を改善すると考えられます。

スライド 19： 次は、ECB が実施する包括的評価 (英語で Comprehensive Assessment : CA) の役割についてお話しします。包括的評価の概要をこのスライドでご覧いただけます。

2014 年に ECB による包括的評価が SSM 運用への道を開き、先例のない規模で実施されました。おもな 3 つの役割をまとめますと、第 1 に、バランスシートで明確になった問題に対して銀行による修復を特定したことで、銀行の資本基盤を強化しました。第 2 に、銀行の財務状況に関する情報の透明性を高めました。第 3 に、市場参加者からの銀行への信認を高めました。そして、包括的評価は資産査定 (英語で Asset Quality

Review : AQR)とストレステストからなっており、前者は銀行資産の健全性を点検し、後者は金融市場状況が悪化した場合の銀行の潜在的な損失を計ります。AQR 後の最低限必要とされる普通株式等 Tier1(CET1)資本比率が 8%となっており、ストレステストの悪化シナリオ後のその比率が 5.5%と定められています(ちなみに、バーセル III より厳格な条件です)。

スライド 20 : このスライドでは ECB が実施した包括的評価の概要をまとめております。特に、最初の 2014 年の包括的評価の大きな規模をここで強調すべきだと思います。

スライド 21 : 国ごとの銀行の評価ですが、包括的評価の最大の被影響国がソブリン危機で深刻な影響を受けた国とほぼ一致しているとみられています。

スライド 22 : 先程の国ごとの結果のより詳しい説明になりますが、これまで加盟国ごとに異なっていた監督慣行との関連があると考えられます。監督当局が頻繁にデータ検査を実施し、標準化された報告等が行われる監督下に置かれる国の銀行の方が、包括的評価で CET1 資本への影響が小さいという関連が提示されました。つまり、ここでいう Data Index が高いほど、包括的評価で銀行へのインパクトが低いので、Data Index が高いと、強い銀行につながるという関連性が読み取れます。

スライド 23 : 2014 年の包括的評価で指摘された資金不足の銀行は 25 行でしたが、それ以降その数が減少し、さらにユーロ圏の主要銀行の平均資本比率が上がりつつあり、不良債権比率が減少し続ける傾向です。具体的にはこのスライドで示しています。ただし、イタリア、ギリシャの銀行について見極める必要があります。そのため、ECB が 2015 年にギリシャについて個別に包括的評価を実施しました。

スライド 24 : 2014 年の包括的評価で資金不足が指摘されたギリシャ、イタリアの銀行の指標をこの表にまとめましたので、ご参照ください。特に、いくつかのイタリアの銀行の収益率指標である ROE (Return on Equity)の悪化が明らかに見えます。

スライド 25 : このスライドではメディアでも注目された銀行同盟に関するケースをま

とめております。実際に SRB の機能が 2017 年 6 月と 7 月に示され、具体的に言えば SRB による破綻処理が明確なルールに基づくことが既に次の 2 つの効率的な救済で示されました。下から始めますが、2017 年 6 月にスペインの Banco Popular の救済策として、当該銀行が Banco Santander に売却されたことで公的資金の利用が回避されました。これは基本的に成功事例です。第 2 として、2017 年 7 月に欧州委員会が採択したイタリアの Monte Paschi 銀行の救済策ですが、存続可能(solvent)な同銀行の場合、BRRD が定める例外措置である「予防的公的資金注入」に基づき、同銀行はイタリアの公的支援を受けることとなりました。

SRM の技術的な問題はイタリアの地方銀行 2 行(Banca Popolare di Vicenza 及び Veneto Banca)で示されました。この 2 行がシステム上重要な銀行ではないという理由で、イタリア政府による破綻処理が利用できるものであり、BRRD の抜け道ではないと EU 側が解釈しました。しかし、この救済をきっかけに、Elke Koenig 単一破綻処理委員会委員長が銀行破綻処理のガイドライン見直しの検討を表明しました。つまり、銀行の処理のために公的資金を今後使わないという原則とは違う扱いとなったため、イタリアの銀行のケースがヨーロッパでよく注目され、銀行同盟のルールの見直しには余地があると見られます。

次は、銀行同盟への加盟に焦点を当てたいと思います。

スライド 26： 銀行同盟はユーロ圏(現 19 カ国)を含みますが、非ユーロ圏からの希望国の参加が可能です(EU19+)。また、新規ユーロ導入国は自動的に銀行同盟に加盟することとなります。銀行同盟の範囲を巡る議論ではいくつかの選択肢が取り上げられましたが、最終的に適用されたのは欧州委員会の提案でした(ユーロ圏+非ユーロ圏からの参加希望国の加盟：EU19+)。非ユーロ圏の国によるユーロ導入前の銀行同盟への加盟は SSM と SRM への参加を意味しています。

スライド 27： ここでは各加盟国の銀行同盟に対するスタンスをまとめ、この地図で表示しています。ご覧のように、非ユーロ圏諸国のうち、銀行同盟に対して様子見する国が 4 つ、加盟したいまたは加盟する意向がある国の 3 カ国を上回っています、その理由を次で明確にしたいと思います。

スライド 28： まず、中東欧諸国 11 カ国は EU の平均所得レベルにはキャッチアップしていますが、まだ国別の差が大きいです。

スライド 29： これら諸国には外資主導型銀行制度という共通点がありますので、銀行同盟に参加することが自然な選択であるという指摘ができます。左側には中東欧諸国での重要な外資系銀行のロゴを示しています。Erste、Raiffeisen はオーストリアの銀行、Unicredit はイタリアの銀行、KBC はベルギーの銀行です。

次に、スライド 30-31 では非ユーロ圏 6 カ国の中東欧諸国の銀行指標を比較します。また、スライド 32 ではこれら 6 カ国のガバナンス指標を比較しています。

スライド 33： では、これら 6 カ国の比較に基づいて何が言えるでしょうか。まず、最も安定的な銀行部門と強力なガバナンスを持つチェコ、ポーランドに対し、脆弱性が見られる銀行部門と比較的弱いガバナンスを持つブルガリア、ルーマニアを区別できます。

スライド 34： ユーロ導入についてオプトアウトのあるデンマーク以外の非ユーロ圏 7 カ国が将来ユーロを導入しなければならず、ユーロ導入時に、これら諸国は自動的に銀行同盟に入ることとなります。ユーロ導入条件であるマーストリヒト条件の各国の達成状況を確認しました。ユーロ圏との相当程度の収斂(英語で convergence)が見られます。しかし、これら諸国の通貨は対ユーロ固定為替相場制度(Exchange Rate Mechanism II: ERMII)には参加しておらず、ユーロ導入の見通しは立っていません。そのため、ユーロ圏の東方拡大は当面考えにくいかと思えます。

スライド 35： それでは、ブルガリア、ルーマニアがなぜ銀行同盟に加盟したいのでしょうか。

ブルガリアとルーマニアの加盟意向を説明できる要因がいくつか取り上げられます。

ブルガリアは 2 つの銀行取り付けの発生後、銀行同盟への加盟意向を 2014 年 7 月に表明しました。ブルガリアは、高度な監督ルールまたは効率的な危機予防、破綻処理制度の強化などを必要とすることになったため、銀行同盟への加盟意向を表明したと見られます。ルーマニアの加盟意向は主にここでまとめたこの 4 つの理由に基づいています。

加盟について様子見する 4 カ国（クロアチア、チェコ、ハンガリー、ポーランド）にはいくつかの共通認識が見られます。第 1 に、外資系銀行の子会社を監督する当該局の機能がうまく設計され、十分な監督能力があるため、ECB に銀行監督の主権を譲渡する必要がありません。第 2 に、ポーランドは、ユーロ圏諸国が SSM の意思決定に有利な立場にあることは不適切であると指摘しました。第 3 に、ポーランドが SRM における意思決定の複雑さを指摘しました。第 4 に、非ユーロ圏諸国が銀行同盟国となった場合、必要な時にユーロ圏諸国のみが ESM から銀行への資金注入を得られるということがポーランドによって強調されました。こうした認識を踏まえて、チェコとポーランドの政治議論では銀行同盟への加盟がさほど注目されていません。クロアチアの視点はチェコ・ポーランドと類似しており、「銀行同盟との密接な協力と銀行同盟への加盟はユーロ圏・非ユーロ圏諸国の平等な扱いに大きく左右される」という判断が公表されました。Kisgergely et al. (2014) の先行研究は、ハンガリーの視点が上述の 4 点を反映していると述べました。さらに、現ハンガリー政府が銀行部門における当該国利害を推進する政策(“banking nationalism”)をとっているため、ハンガリーが当面銀行同盟外にとどまっているということは論じられました(Mero et al. 2016)。

スライド 36： ただし、これら諸国の視点が変わる可能性は十分あります。これまで様子見していた国が、加盟意向へシフトした場合、他国に同様のシフトをするように市場からの圧力がかかる可能性が高いということが指摘されました。

最後に、銀行同盟の課題について 2 つのスライドでまとめたいと思います。

スライド 37： 現行の銀行同盟が解決しなければならない主な課題を金融的安定と金融統合の深化という 2 つの側面から提示します。

金融的安定に関する課題はまず第 1 に、EDIS が政治的な意志の欠如のため、未だ構築されていないという問題です。その背景にはドイツにおける政治的な抵抗などがあります。ただし、銀行同盟に EDIS を組み込むまでユーロ圏は危機から完全に抜け出せないと指摘されています。そのため、銀行同盟の完成に向けて、EDIS に対する EU の前向きな姿勢と構築の加速化が必要です。最近ではいくつかの進展が確かに見られましたが、まだ十分ではないと思われます。EDIS は銀行同盟の最も進捗が遅れている部分です。

スライド38：金融安定に関する第2の課題は、SRFに対する共通の財政的支え(いわゆるバックストップ)が危機管理に十分かどうかという懸念があります。要するに、SRFが2024年にEUレベルで完全に共有化するまでは、SRFを支える共通のバックストップの設置義務が政府間協定によって求められました。SRM下で政府が債務危機に陥った場合、ESMから直接、銀行への資本注入が可能になったため、ESMが事実上共通バックストップの役割を果たしています。但し、ESMからの信用枠には厳格な条件があり、ユーロ圏諸国のみがESMにアクセスできるという状況の下、少なくとも2024年までは銀行を救済するコストについては各国(各国の破綻処理基金)が担うことになります。

スライド39：さらに、金融統合の深化において銀行同盟の機能を一層発揮できる主な2つの経路があるとECBによって指摘されました。

- (1) 単一金融市場の統合を進展させるためには、銀行同盟への非ユーロ圏諸国による参加が望ましいです。そのため、EU側でインセンティブを創り出すことが今後問われます。
- (2) さらに、2015年の『欧州におけるEMUの完成に向けて』の報告が示したように、EUは資本市場同盟(Capital market union : CMU)にコミットしており、銀行同盟-CMU間には補完関係があります。全EUを対象とするCMUが銀行融資以外の資金調達手段を促進するため、資金の源泉の多様化と資金へのより容易なアクセスというプラスの効果が期待できます。

これまではEUの銀行同盟の進展、役割と今後の拡大と完成に向けた課題についてお話しさせて頂きました。まとめますと、

- ・銀行同盟は経済通貨同盟を深化させる包括的な改革にとって決定的に重要です。
- ・銀行同盟では、危機の予防、管理、解決が一貫した規制に基づき、金融監督及び銀行破綻処理に関する加盟国の主権がEUレベルへ譲渡されるため、銀行同盟はEU統合を新たな次元に進展させたという大きな意義を指摘できます。

スライド40を含め最後の5枚のスライドではEU経済の最近の傾向を示しています。

スライド40： 国別の差が大きいです、例えば EU 全体の失業率が徐々に収斂してきています。また財政赤字のマイナス 3%の基準を超える国が以前より少なくなりました。

スライド41： ユーロ圏の経済活動(消費等)では 2014 年以降に改善が見られます。

スライド42： 同じようにユーロ圏における投資も 2014 年以降に活発になっていく傾向です。

スライド43： 不良債権比率については今回指摘しましたように、ギリシャ、イタリアについて高いままです、懸念があります。

スライド44： 最後のスライドではユーロ圏のいくつかの加盟国の財政規律を比較しています。つまり、政府債務残高がマーストリヒト基準の 60%を上回っているかを見ています。

スライド45： それでは、今日の講演はこの辺で終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

まとめとQ&A

○司会（ブングシェ） 花田先生、ありがとうございました。

難しかったね、私にとっても難しかったです。まだ、いろいろ新しい情報とか、銀行同盟とはどういうものであるか、概要的にわかるようになりました。

司会の役割を果たして、質問がありましたら、簡単な質問でもいいし、手を挙げてお願いします。

○質問者① どうもありがとうございました。

今ちょうど映されているところで、銀行同盟ができることによって、EUの動向が新たな次元に進展することが大きな動きであるということがあったわけですが、

EUのことをやっている、加盟国が持っている権利を、いかにEUとの関係を調整するのが非常に大きな問題で、私は、実はエネルギー分野を見ているんですが、エネルギー分野においては、その加盟国が持っているエネルギーミックスの権利と、それをEUの中で、例えば、今日、ご指摘のあった20-20-20、GHGを20%削減し、再生可能エネルギーを20%ふやし、エネルギー効率が20%改善することについても、あの段階で既に、最後のエネルギー係数については各国レベルでやる話であって、EU全体としては統一的な数字は出すけれども、それを各国に押しつけることはできない。

今回、新しい2030年の目標については、再生可能エネルギーの導入比率についてすら、全体の枠は決めるけれども、各国どうするのかって割り当てがほぼできない状態になっていることもあります。

その中で銀行については、ここに書かれている加盟国が持っていた金融監督であるとか、破綻処理の権限をEUに渡すという大きな動きがあったわけですが、この動きがあった大きな理由は、やはり経済危機があったことのインパクトだと思います。それ以前の問題にユーロが存在したことがあるかと思うので、このところが、どういうものが要因となって銀行同盟ができるようになったのかという背景。

さらに今、下に書かれている資本市場同盟がこれからできる中で、もちろん一体化した問題、金融として一体化してる問題はあるかと思いますが、経済危機のような大きなインパクトがあるわけでない状況の中で、新たにCapital market unionをつくっていくところで、各国との関係がどうなるのか。

しかも、非ユーロ圏の方々にも入っていただくとする場合には、そのユーロに入らな

いんだけど銀行同盟に入る。まさに今日、ご指摘のあった incentive の問題を、ユーロの側でどうつくっていくのか、非ユーロ側でどういうメリットがあるのか、そこらがないと、なかなかこの先のさらなる進化は難しいような気もするのですが、そこらについてのご見解をお聞かせいただければと思います。

○司会（ブングシェ） 専門家の質問でありました。

○花田 コメントとご質問、ありがとうございました。

非常に重要なご指摘がいっぱいありまして、エネルギー部門、私もそんなに詳しくありませんが、確かに加盟国は押しつけられません。つまり、E Uが大きな目標を定めて、これが成長戦略の中では OMC (Open Method of Coordination)、こういう風に加盟国に任せること、これが1つの問題点でもあります。EU 側では peer pressure、つまり、お互いに達成している国を見れば、他の国もそれを目指すという意味があります。

あと、銀行同盟とその他のご指摘。確かにE Uとしては、お話にもあったように、これまでは各国レベルの、ばらばらの監督でうまくいかなかったことです。私は、特に、前の研究でバルト三国に注目していました。バルト三国はご存じのように、スウェーデン、フィンランドからのたくさんの銀行が進出していますが、ただし、バルト三国の監督レベルが北欧諸国とは同じではなかったです。

E Uでは銀行の子会社としては区別されて、外資系銀行の子会社になると、その受け入れ国が監督します。ですから、ここで多くの問題になったのが、スウェーデンの銀行がエストニアに出て子会社をつくったら、監督が十分ではなかったという指摘が、現地に行って私もインタビューしたときに同じ指摘がありました。E U側で大きな反省点でした。

また、大きな問題になったのがアドホックな対応です。つまり、デクシアやフォルティス銀行が破綻したときに、例えばデクシアはフランスとベルギーの銀行で、やはりお互いに話がまとまらなかったことです。各国はできるだけ自分の利害を守ろうとして、できるだけ自国にはコストがかからないようにすると、なかなかそれで銀行破綻処理には時間がかかったりして、コストがさらにかかってしまい、非常に不透明性の中で、デクシアの銀行もフォルティスの銀行（ベネルクスの銀行）、それも失敗事例としてあったので、こういうケースが今後起きないように、E Uが銀行部門の破綻処理について、今後E Uレベルで決めましょう、という決断に乗り出しました。とりあえず、スタート地点としてはユーロ圏だけでまとめて、あとは他の国も参加したら、それは望ましいです。

ただ、ご指摘にもあったように、銀行監督の権限は、1つの国の重要な主権の一つですので、今の時点ではチェコ、ハンガリー、ポーランドが反対しており、そういうケースは、まだないです。非ユーロ圏国が銀行同盟に自分の意思で加盟したことはまだないですが、今後考えられるのは、加盟意向が非常に強いルーマニアかデンマークです。

私が勉強不足で、今回も詳しくは触れませんでした。実はデンマークも銀行同盟の参加について前向きに検討しています。デンマークの特徴は、ブレグジットの動きを見ることです。ブレグジット後に、どういう風に銀行市場が変わるかで、ブレグジットが起きてから、デンマークの中央銀行が銀行同盟に入るか入らないかについて決め、そのため、デンマーク中央銀行は現在大きな調査を行っていると思います。幾つかの資料にもありましたが、デンマークには今後も注目すべきだと思います。

もしかしたら、デンマークが初めて非ユーロ圏で銀行同盟に参加した国になる、そういう指摘がEU側にもありました。デンマークの通貨、クローネもユーロとの為替レートが変わりませんし、銀行同盟に入る可能性が高いかと思われます。

あと、ご指摘があったのは incentive です。これが非常に重要な点でもありますし、EU側が、特に財政的な incentive ではなくて、制度を変えることで、様子を見る国に影響を与えるという指摘があります。例えばポーランドが指摘したのが、銀行同盟の中のユーロ圏と非ユーロ圏の国の扱いは平等ではないという点です。ですから、それについてEU側である程度対応しました。

今、今回のスライドには取り上げていませんが、ECBの中での意思決定機関には、非ユーロ圏の国が参加はできませんが、監督の機関には入るようになったということです。また、double voting という、つまり非ユーロ圏の国の投票もECBで重視されるということで、こういう動きによって非ユーロ圏の国が訴えてきた不平等な扱いは少しだけ改善されるといえます。

ただ、私が期待したいと思うのは、非ユーロ圏の国の中で、1つの国だけでも銀行同盟についてスタンスを変えれば、他の国もフォローする可能性が高いのではないかと思います。

あとご指摘のように、資本市場同盟。これも私がまだ勉強不足です。確かに様々なガイドラインやロードマップは出ていますが、具体的にはどこまで進展があるのか、これから見極めていきたいと思っています。確かに資本市場同盟は、まだ銀行同盟と同じほどでは進んでいないようです。詳しく見極めていくのは、私の研究課題の一つです。

○質問者① ありがとうございます。

○司会（ブングシェ） また、質問。

○質問者② 現在、SRMにはユーロ圏全体をカバーする財政的支えはないという課題でお話がありました。これって、何かあったときは支えるお金の融通に関して心配があるということだと思います。もしお金が足りなくなったときに、外国から助けを求めるとしたら、これはどこから助けを求めることになるとお考えですか。日本ですか、アメリカですか、ドイツですか。それとも他でしょうか。それともヨーロッパの中だけで何とかできるのででしょうか。

○花田 そうですね、非常にいい指摘ですね。

当面は、まだEUレベルで統一していないのが問題です。2024年になれば、EUレベルで積立方式ではできますので、恐らく2024年は大丈夫だと思われれます。

まず最初は、現時点ではESMです。欧州安定機構（European Stability Mechanism）です。そちらからは、ユーロ圏の国であれば、借り入れは可能です。したがって、資本注入は可能です。

ただ、問題は、条件は非常に厳しいということで、もし、ユーロ圏ではない国であれば、限られた手段であるスワップライン等のようなアレンジメントがあります。十分かどうかは1つのポイントと、もし足りなかったときに、そういうシナリオは、これまで見た資料では、あまり具体的には書いていないのですが、恐らく今の時点ではESMでカバーできるという意識でEUが働いているのではないかな。具体的に、どういう国から助けを求めていくという点についての資料は見えていません。

また、何らかの形でIMFに協力を求めることも可能かと思えます。もちろんギリシャの場合は、御承知のように、ギリシャはECBだけではなく、IMFからももちろん資金の救済がありました。

確かに懸念がまだありますので、何かあったときにはどういうことが想定されるのか、もう少し詳しく見ていきたいと思えます。

○質問者② ありがとうございます。

○司会（ブングシェ） また何か質問、簡単な質問でもいいです。

非常に専門的な細かい質問がありましたけれども、いかがですか。難しいは難しいですが、世の中はそんなに簡単ではないからということですからけれども。そして、難しいテーマも挑戦しないといけない、学生として。挑戦しないといけないことです。

多分まだ考え中であるのですが、私から非常に簡単な質問です。再びユーロ危機になる可能性があるか。

○花田 可能性があると思います。特に私が懸念すべきだと思うのは、ここのスライドにもありました、イタリアとギリシャ銀行です。特にイタリア銀行の財政状況はよくないですし、ここで出ている銀行は基本的には破綻した銀行です。

全体として、最後のスライドにもありました、まだ不良債権比率が一番高いのは、圧倒的にギリシャとイタリアです。ギリシャは大きな危機を乗り越えて、確かに長年救済をもらっていましたが、イタリアはじわじわとずっと続いているような悪化状態ですし、イタリアはもちろん規模もギリシャより大きいですし、ユーロ圏では第三番の大きな経済ですから、私はイタリアにこれから注目していきたいと思います。

神戸大学の授業でも、学生に個別に議論させています。幾つかの資料を見せて、イタリアの銀行の状況が危ないと思いますか等の議論です。今手元には資料がなく、具体的な数値は思い出せませんが、心配になる材料がいっぱいあります。

ただ、ポジティブなニュースとしては、前よりEUも備えができています。もちろん銀行同盟があり、ECBもしっかりと監督していますので、何かあればもっと早く危機の予防ができる、そして問題がもっと早く解消できるのではないかと期待したいと思います。

○司会（ブングシェ） このテーマについては、まだまだ話を続けるとは思いますけれども、授業は終わりですが、Jean Monnet Module の講演会でしたので、欧州委員会に報告しないといけないので、このアンケートを記入していただきたいと思います。教室を出るときに提出をお願いいたします。

今日は難しい話でしたけれども、非常に重要な話、そしてヨーロッパの動向がどういう風に、銀行同盟、資本市場の同盟にどういう影響があるか、どういう風にEUは今後発展するか、かなり大きな重要なテーマでありました。銀行同盟、そして成長の戦略など、花田先生にもう一度ありがとうございました。

○花田 ありがとうございました。

○司会（ブングシェ） お疲れ様でした。アンケートお願いいたします。

2019年6月1日(土)

関西学院大学

『EU:成長戦略「Europe 2020」と経済通貨同盟(EMU)の改革』

花田エバ(神戸大学 国際連携推進機構 准教授)

本日の講演の構成

第1

- EUの成長戦略について
- 経済・通貨同盟(EMU)改革の脈絡で銀行同盟を捉える
- 銀行同盟の目的と構成

第2

- EUの金融的安定を促進する銀行同盟

第3

- 非ユーロ圏の中東欧諸国(CEE)から見た銀行同盟

第4

- 銀行同盟の今後の課題
- EU経済の現状

2

リスボン戦略(2000-2010年)

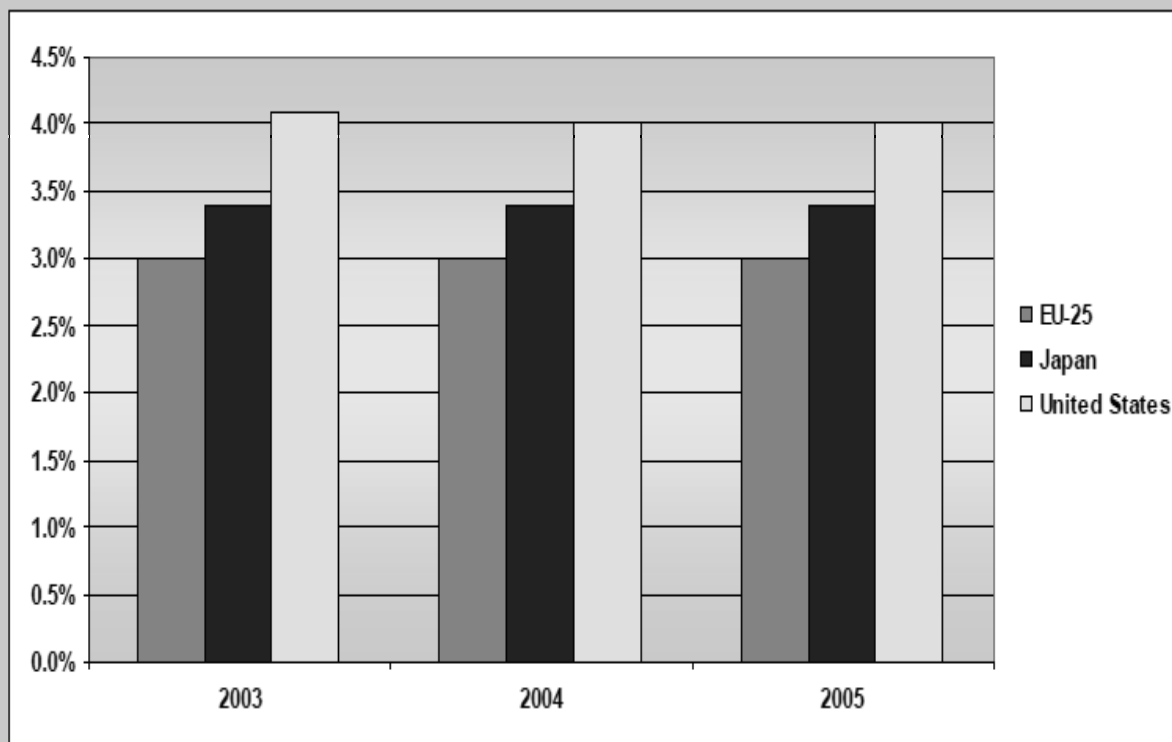


Lisbon Strategy Logo
<http://ec.europa.eu/avservices/photo/photoByReportage.cfm?ref=011093&sitelang=en>

- ◆ リスボン欧州理事会において各国首脳は2000年3月、雇用問題に留まらず、ICT(情報通信)革命への対応の1つの軸として、「知識社会への移行」を推進しつつ、社会的疎外や貧困の解消のために能動的な社会福祉政策を追求するという「欧州社会モデル」のあり方、経済・社会問題について包括的に議論した。
- ◆ 「より多く、よりよい雇用とより強い社会的結束を確保しつつ、環境に配慮した持続可能な経済成長を達成しうる、世界でもっとも競争力があるダイナミックな知識基盤経済を構築する」という10年間の長期経済改革

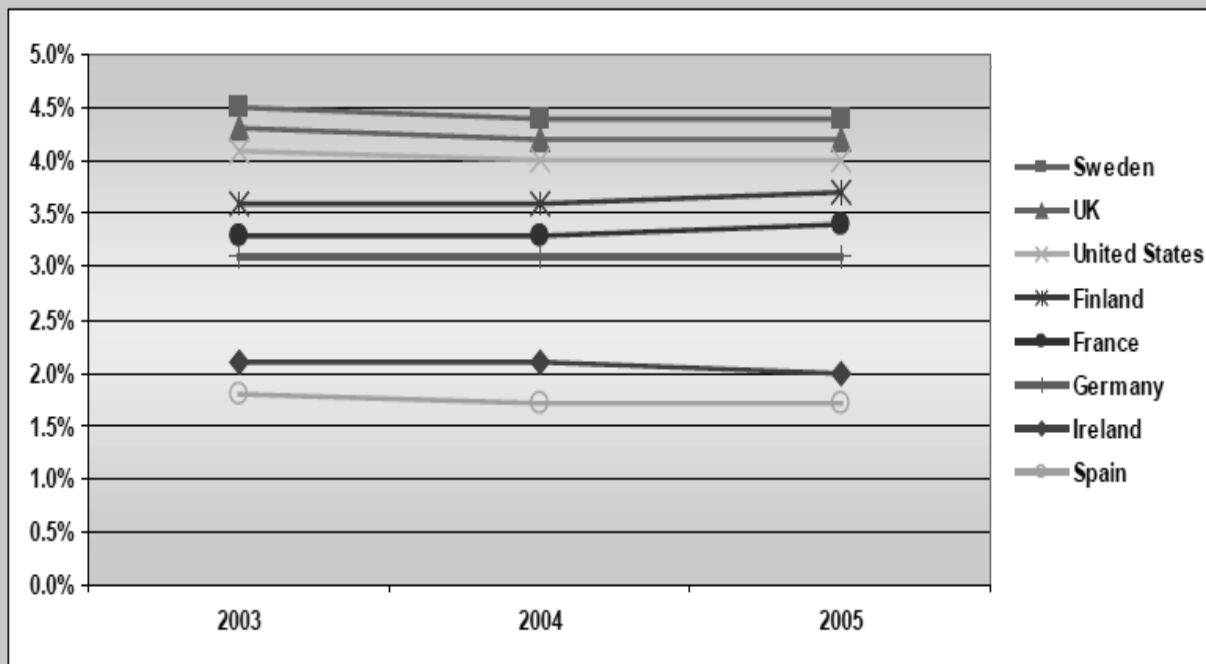
出所)久保広正・田中友義(2011)、『現代ヨーロッパ経済論』ミネルヴァ書房12章、260-265頁。

FIGURE 4: ICT INVESTMENTS AS A PERCENTAGE OF GDP⁴¹



出所)Robert D. Atkinson (2007), "Boosting European Prosperity through the Widespread Use of ICT", The Information Technology and Innovation Foundation, November, p.6.

FIGURE 5: ICT INVESTMENTS AS A PERCENTAGE OF GDP⁴⁷



出所) Robert D. Atkinson (2007), "Boosting European Prosperity through the Widespread Use of ICT", The Information Technology and Innovation Foundation, November, p.7.

Europe 2020 (2010-20年)

◆ リスボン戦略の後継となる今後10年のEUの経済成長戦略

① 知的な経済成長: 知識とイノベーションを成長の駆動力とする経済発展

② 持続可能な経済成長: より資源効率的で、よりグリーン、より競争力の高い経済の促進

③ 包括的経済成長: 経済的・社会的・地域的結束をもたらす高雇用経済の促進

◆ Europe 2020の主要目標

20~64歳の就業率、研究開発(R&D)投資の対GDP比、温室効果ガスの排出削減、貧困削減

出所) 久保広正・田中友義(2011)、『現代ヨーロッパ経済論』ミネルヴァ書房12章、260-265頁。

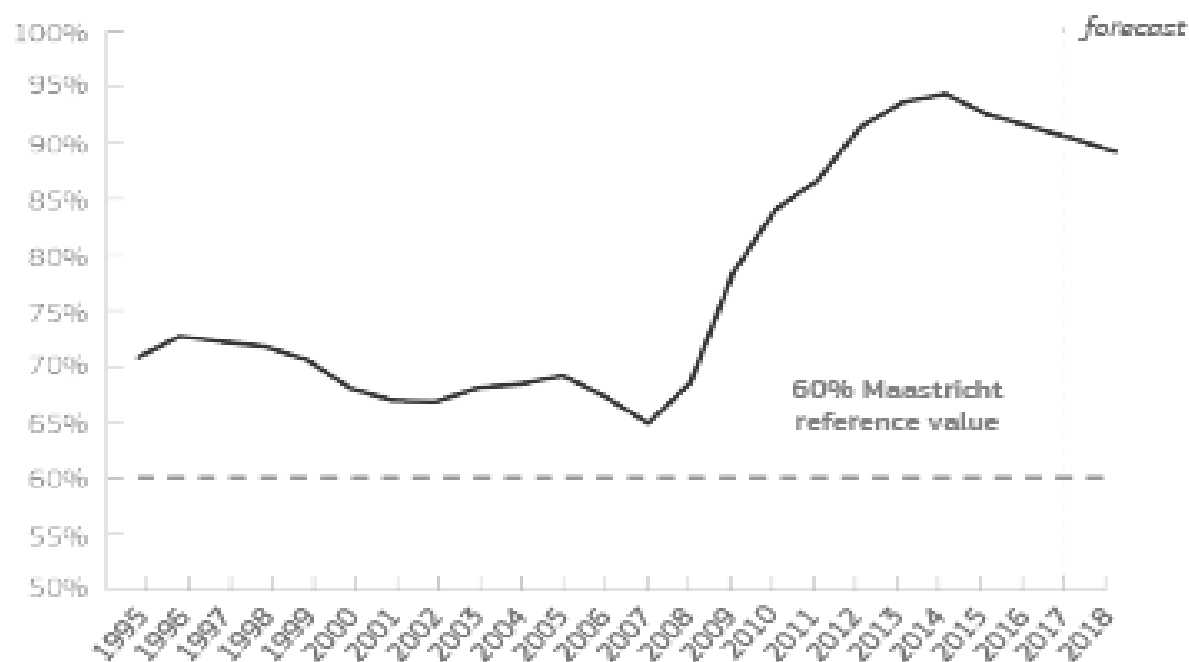
世界金融危機の段階区分とユーロ危機の位置付け

段階	第1段階	第2段階	第3段階
時期	2007年8月の「パリバ・ショック」～2008年9月の「リーマン・ショック」	2008年9月の「リーマン・ショック」～2009年第2四半期まで	2009年第3四半期以降
特徴	サブプライム危機	金融・経済危機	財政危機
欧州地域危機	いくつかのEU諸国での不動産バブルの破裂	銀行倒産/銀行危機 中東欧の経済危機	南欧諸国(GIIPS)の財政危機→ユーロ危機

出所)田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治 (2011)『現代ヨーロッパ経済 第3版』有斐閣アルマ、155頁 より一部修正して講演者作成。

Public debt in the euro area increased sharply as a result of the crisis

General government gross debt, as % of GDP



出所)European Commission (2017), Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union, p.15.

経済通貨同盟(EMU)と銀行同盟

- ◆ 世界経済危機が発生した2007年から10年以上が経った(→ 欧州金融危機および欧州政府債務危機)
- ◆ ユーロ圏の金融危機によって、EUの金融規制監督制度の抜本的な改革の必要性が示された
- ◆ EUの銀行同盟(European Banking Union; EBU) = 完成する経済・通貨同盟(Economic and Monetary Union; EMU)を目指す改革の不可欠な一部である

・ECBによると、「銀行同盟は、従来の分散型のEU金融規制監督に代わり、ECB下での一元的な監督を導入する他、一貫性のある危機管理を実現させる制度であるため、EUの銀行市場の金融的安定、透明性、統合を大幅に促進する取り組みである」

- ✓ 銀行同盟(主に単一銀行監督機構)が迅速に進展した
- ✓ 「ユーロ危機はEUを完全に分断させる力をもっていたが、逆にこの危機の影響でユーロ発足以来もっとも野心的な欧州統合の段階である銀行同盟を招き入れた」と Wolfgang Schäuble (ドイツ元財務相)が銀行同盟の意義について述べた

EUの銀行同盟の概要

EU銀行同盟の定義と創設の背景

➤ 銀行同盟の定義

「銀行同盟はEUレベルの銀行監督及び破綻処理のシステムであり、EU規模の規制に基づき運用している。ユーロ圏及び広い規模のEUにおける銀行部門の安定性と信頼性を確保すること、破綻した銀行の処理の過程で納税者負担を発生させず、実態経済へのインパクトを最小限化することを目的とする」(欧州連合理事会)

➤ EU銀行同盟: 創設の背景

・2009年2月の『EUにおける金融監督に関するハイレベルグループ報告書(ドラロジュール報告)』によって、①クロスボーダー銀行に関するEUレベルの危機管理メカニズムの欠如または②金融システム全体を視野に入れたマクロ・プルーデンス監督の不足等が指摘された⇒ 欧州金融規制監督制度の抜本的な改革(これは2008-09年のEU金融危機への制度的対応であった)

・銀行同盟は2012年6月の欧州理事会で承認された。その背景: スペインで生じた銀行危機→ユーロ圏の金融的安定の確保に抜本的な対策の必要性が明らかになった

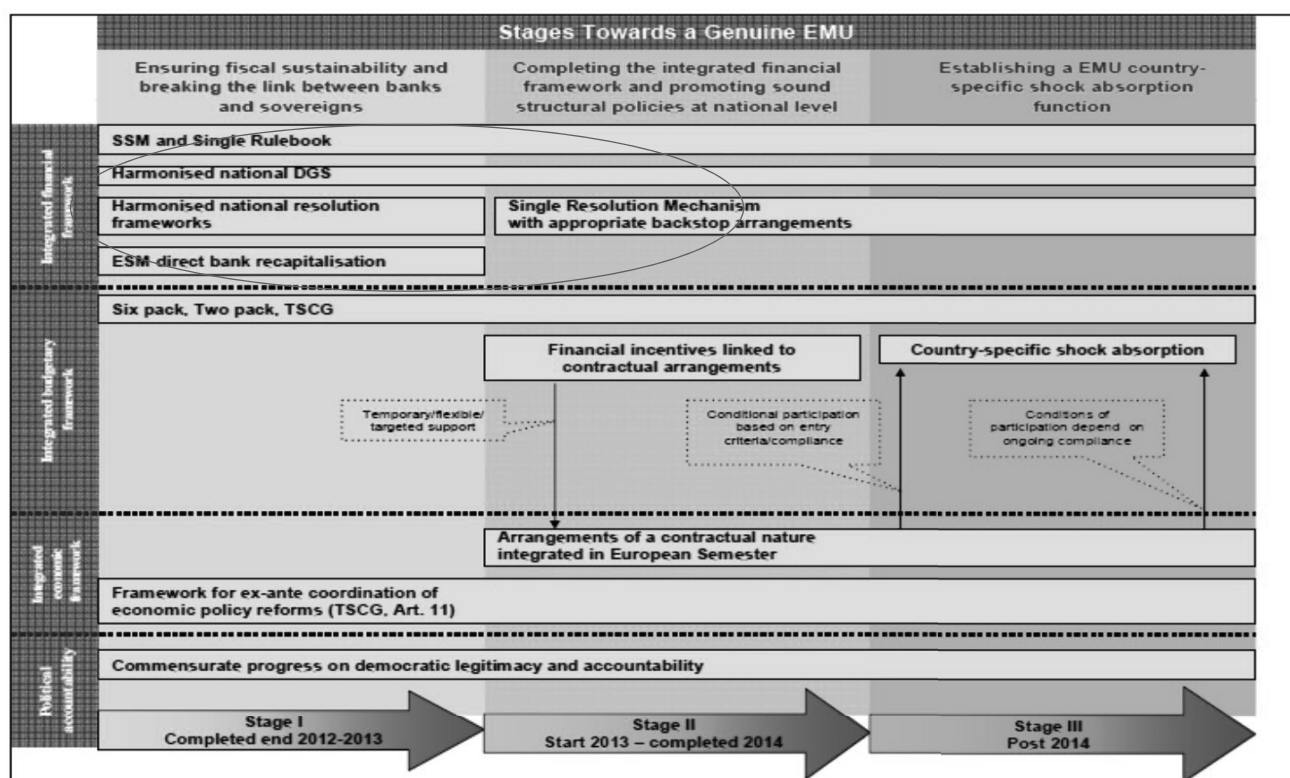
EUの銀行同盟の概要： EUにおける銀行同盟の創設経緯

2012年5月30日	欧州委員会が「銀行同盟」を表明
2012年6月26日	欧州理事会が『真の経済・通貨同盟に向けて』の報告書を公表
2012年6月29日	ユーロ圏各国の大統領または首相がSSM(単一銀行監督機構)における監督機関としてECBを指定
2012年12月5日	欧州理事会議長他が具体的な行程表を含む『真の経済・通貨同盟に向けて』の最終報告書を公表
2013年10月23日	ECBと各国の監督当局による130行の銀行を対象とする包括的評価の開始
2013年11月3日	SSM規則が施行
2014年5月15日	SSMフレームワークの規則が施行
2014年8月19日	SRM(単一破綻処理機構)下で銀行の破綻処理に関する調和化した規制・手順を提示するSRM規則が施行
2014年9月4日	ECBがユーロ圏における「主要な銀行」および「それ以外の銀行」のリストを公表
2014年10月26日	ECBが実施した2014年の包括的評価の結果公表
2014年11月4日	SSMの運用開始
2016年1月1日	SRB(単一破綻処理委員会)の運用開始

11

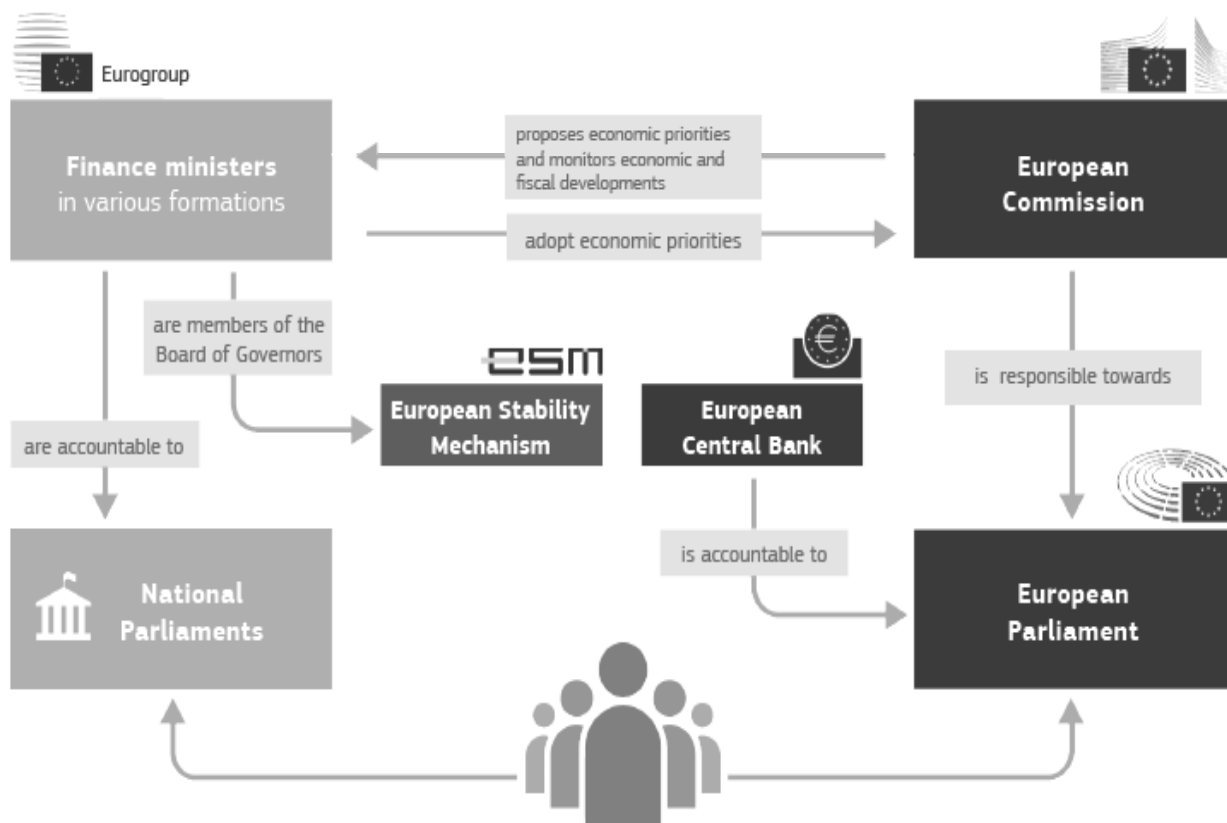
出所) <https://www.bankingsupervision.europa.eu/about/milestones/html/index.en.html>より報告者作成。

経済・通貨同盟(EMU)の改革の不可欠な部分である銀行同盟



出所) Van Rompuy, Herman (President of the European Council), in close cooperation with Jose Manuel Barroso, Jean Claude Juncker and Mario Draghi, "Towards a Genuine Economic and Monetary Union" (Four Presidents' Report), 5 December 2012, Annex, p.18.

The governance of the euro area is complex



出所) European Commission (2017), Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union, p.16.

経済・通貨同盟(EMU)の改革の不可欠な部分である銀行同盟

“真の経済・通貨同盟(EMU)に向けて”の報告 (2012年12月に公表)

- ◆ 欧州理事会議長他による報告
- ◆ 4つの枠組み(金融枠組み、財政枠組み、経済政策枠組み、政治的説明責任)からなる包括的なユーロ再建策を提示した
- ◆ 銀行同盟は「統合された金融枠組み」の一部である

“欧州における経済・通貨同盟(EMU)の完成に向けて”の報告

(2015年6月に公表)

- ◆ 欧州委員会委員長他による報告
- ◆ 「深化した公正な真のEMU」を2025年までに完成させるための行程表を示した

※金融枠組みに関しては、同報告は銀行同盟の完成を求めるのみならず、銀行同盟には資本市場同盟が追加された

銀行同盟の主な効果と目的について

SRFが最終的にEUレベルで統合されると、銀行-政府間の危機を防止するようになるという銀行同盟の重要な機能が一層発揮できる

銀行の資本基盤の強化および効率的な危機予防 (SSM下で統合された高度な監督ルールによって)

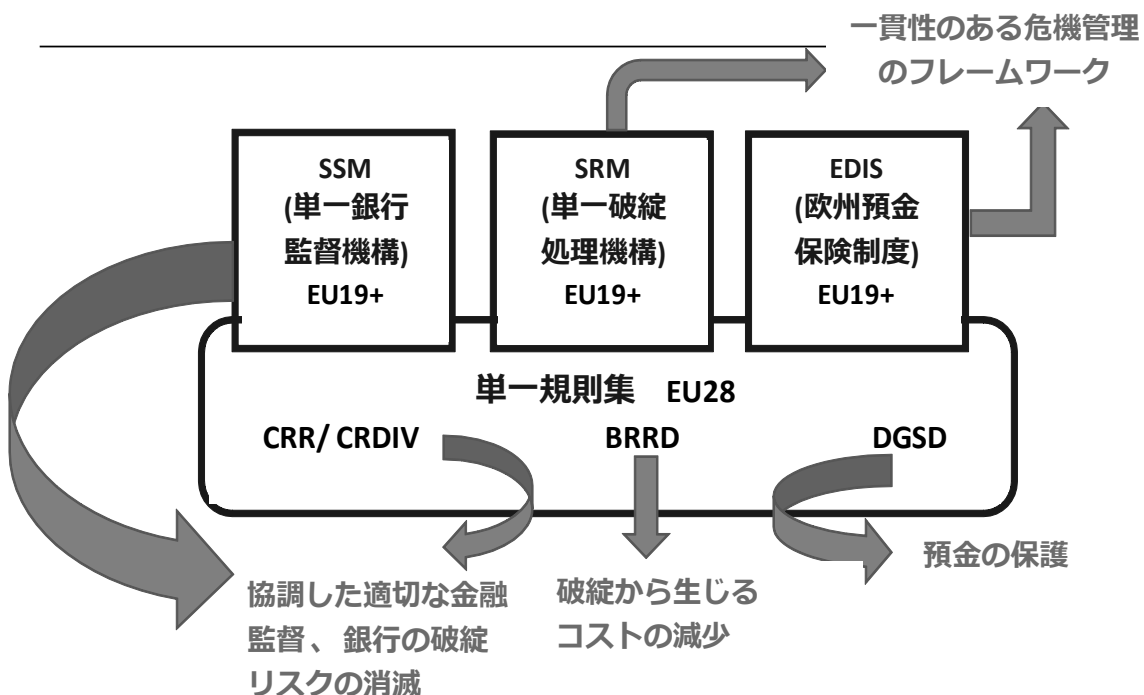
銀行同盟はユーロ圏の銀行市場の分断化を改善する

SRM下で銀行破綻処理は公的資金の使用を回避し、危機解決を効率的に行う

有効な預金保険制度(DGS)によって預金保護の一層の強化及び大規模な預金流出の回避

15

EUの銀行同盟の制度



16

EUの銀行同盟の制度(続)

従来の分散型金融監督制度⇒金融危機前、「最低限の調和」と「相互承認」の原則から成り立っていたEUの金融規制監督制度では加盟国間の監督慣行が大きく異なっており、規則の裁定を生じさせる環境であった

- SSM: 2014年11月以降、ECBがユーロ圏の120行以上の「主要な銀行」を直接に監督している ※ 銀行破綻処理の適切なメカニズム(SRM)および有効な銀行保険制度(EDIS)がSSMの単一監督を補完しなければならない

金融危機前、危機時の銀行破綻処理(主にクロスボーダー銀行の場合)用の特定の規制の欠如⇒クロスボーダー銀行に対するアドホックな危機解決が見られた(2008年のフォルティス銀行及び2011年のデクシア銀行の複雑でコストのかかった救済)

- SRM下で危機解決を効率的に行い、ベイルイン原則に基づいた銀行破綻処理は公的資金の使用を回避する

①SRB: 破綻処理に関する決定を迅速に行う ②SRF= 信頼できる手段で銀行の損失を負担する (SRFの規模は2024年までにEU26カ国の銀行に預けられた預金総額の1%(約550億ユーロ)となる。2016~24年の8年間で参加国ごとに積み立てた方式で徐々にEULEVELで統合していくことになる。2018年6月末の時点、SRFは249億ユーロに達した)

- EDIS: 建設中である (ただ、最低預金保険額が既にEUで一律10万ユーロに統一された)
 - 単一規則集: EU規模の金融機関(約8,300行の銀行)に適用されている調和化された金融法制 ¹⁷
- こうした調和化によって、単一規則集は単一市場における加盟国間の規制上の歪みを最小限にした

EUの金融的安定を促進する銀行同盟 銀行同盟の効果とユーロ圏の金融的安定

銀行同盟によって、危機の予防、危機管理、危機の解決のための諸手段が初めて一貫した規制の枠組み(単一規則集)で扱われることとなったという意義を指摘できる

- (1) SSM下で適切で高度な金融監督・規制によって⇒ 銀行がより強い資本基盤を確保できる
- (2) SSM下での監督の一元化によって ⇒ ① 銀行にとってリスクの監視が改善する

② 早期の危機予防が実現できる

- (3) SSMと協力するSRM下で危機解決を効率的に行うため ⇒ 以前みられたクロスボーダー銀行に対するアドホックな危機解決を回避できる

- (4) ベイルイン原則(公的資金に依存せず、銀行の破綻に関するコストを銀行の債権者及び株主等に負担させるという原則)に基づいた銀行破綻処理は公的資金の使用を回避するため、銀行破綻から生じるコストが国家財政に影響を及ぼさず、銀行負債と国家財政との間の悪影響(ギリシャ、アイルランド等で見られた銀行-政府間の危機)のリスクを最小限化できる

※ ただし、SRMが完全なクレディビリティを持つには、SRFに対する十分な共通の財政支えが必要である(2016~24年の8年間の移行期間後、2024年にSRFがEULEVELで完全に共有化する)

- (5) 金融監督の一元化によって、クロスボーダー銀行の経済活動に関連する法令順守の負担が減る⇒ ① 規模の経済の獲得が可能になる

- ② 銀行のため公正な競争条件の確保⇒ユーロ圏の銀行市場の分断化の改善につながる

18

EUの金融的安定を促進する銀行同盟

ECBによる2014年の包括的評価(Comprehensive Assessment): その役割と意義

- ✓ バランスシートで明確になった問題に対して銀行による修復を特定したことで、銀行の資本基盤を強化した
- ✓ 銀行の財務状況に関する情報の透明性を高めた
- ✓ 市場参加者からの銀行への信認を高めた

資産査定 (Asset Quality review: AQR) + ストレステスト

- AQR後の最低限必要とされる普通株式等Tier 1(CET1)資本比率が8%となっており、ストレステストの悪化シナリオ後のその比率が5.5%と定められている(バーセルIIIより厳格な条件である)
- ◆ 2014年の包括的評価が先例のない規模で実施された
- ◆ 2014年の包括的評価がSSM運用への道を開き、従来型の国ごとに大きく異なった監督慣行に対して2014年の包括的評価は監督慣行の顕著な収斂を可能にした
- ◆ 2014年の包括的評価は先例のない立場にある理由: ①最低限必要とされる資本比率の厳格化、②今回初めて資産査定が織り込まれた→銀行分析が一層深まった、③不良債権に関する共通定期が使用された→一貫性のルールに基づき銀行の債権の再分類が実現できた
- ◆ ECBのクレディビリティによって、包括的評価の結果への信認が高まった

19

EUの金融的安定を促進する銀行同盟

ECBが実施した包括的評価(2014-16年)の概要

	2014年の包括的評価	2015年の包括的評価	2016年の包括的評価
実施期間 (開始～結果公表)	2013年10月- 2014年10月	2015年3月-11月	2016年3月-11月
対象銀行(対象国)	130行(19国)*	9行(8国)	4行(4国)
資本不足の銀行	25行**	5行	0行
資本不足(合計)	246億ユーロ	17.4億ユーロ***	0****

注1: *包括的評価のストレステストがECBとEBAとの連携で実施された。EBAが実施するストレステストでは非ユーロ圏または欧州経済領域(EEA)からの銀行も対象となる(例えば、EBAが2016年に実施したストレステストはEU28またはEEAからの51行の銀行を対象とした。)

注2: **25行のうち、14行が包括的評価の結果発表時まで既に資本を増強した。

注3: ***その他、ESM-ギリシャ間の合意に基づき、ECBが2015年6-10月までギリシャの包括的評価を実施した。ギリシャの主要な4行が対象となり、合計で144億ユーロの資本不足が指摘された。

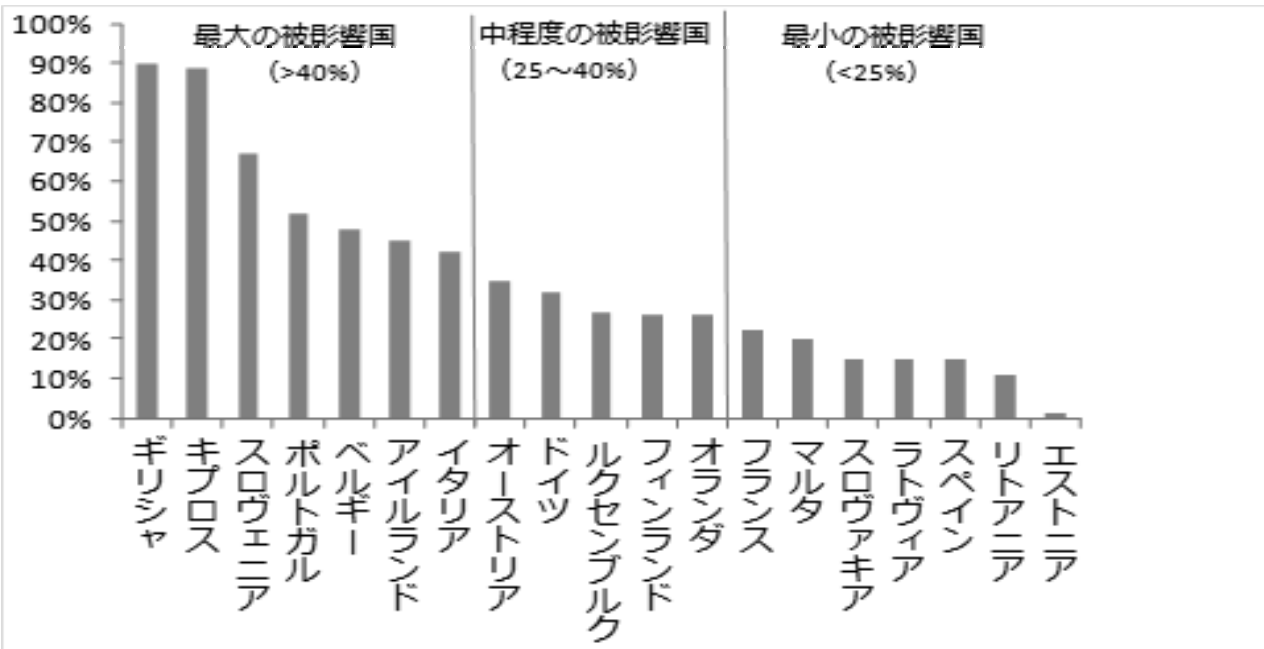
注4: ****4行のうち、3行がECBによる結果の公表に同意した。

出所: <https://www.bankingsupervision.europa.eu/banking/comprehensive/>より報告者作成。

20

EUの金融的安定を促進する銀行同盟

2014年の包括的評価の結果(ユーロ圏の国別CET1資本への影響の平均値)

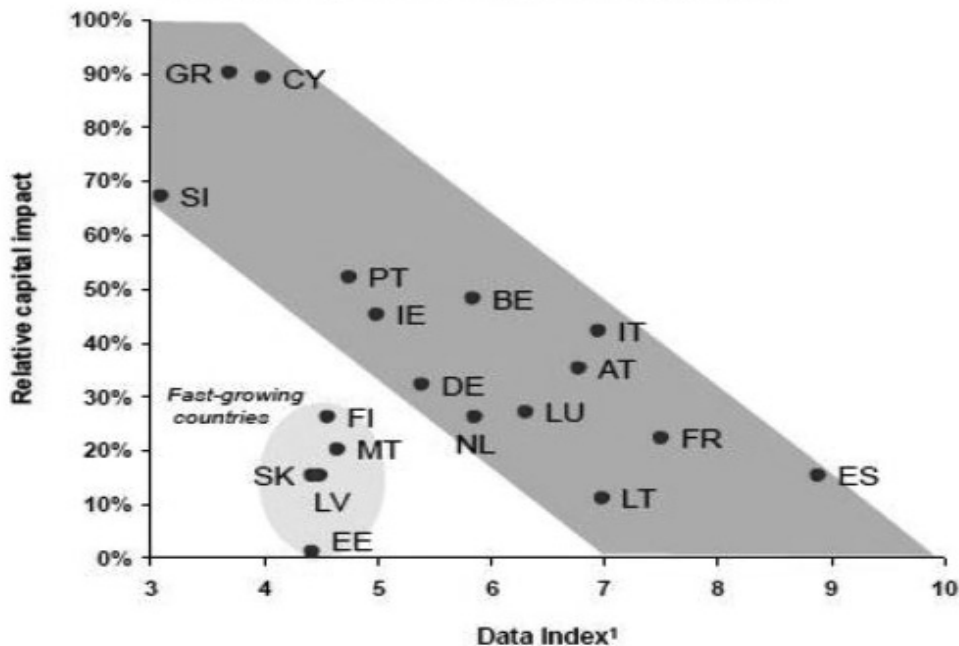


注: CET1への影響とは、ストレステストの悪化シナリオの結果となったCET1の対初期のCET1比(%)である。結果の比率が低い程、金融市場が悪化した場合の当該国の銀行の回復力が高いということを意味する。²¹
 出所: Gassmann et al. (2014)より報告者作成。

EUの金融的安定を促進する銀行同盟

2014年の包括的評価の結果の説明

Relation with data-driven supervision
 Average relative CET1 impact vs Data index¹



出所) Gassmann, Peter et al. (2014), slide 10.

EUの金融的安定を促進する銀行同盟
SSM:2014年と現状

- ◆ 2014年の包括的評価では、資本不足の25行の銀行が指摘されたが、2014年以降の包括的評価では資本不足の銀行の数が低下しつつある
- ◆ ユーロ圏銀行の資本基盤の強化が見られている: ユーロ圏の「主要銀行」の平均の普通株式等Tier 1(CET1)資本比率が2014年末の11.3%から2017年末の14.6%に増加した。さらに、全体の不良債権比率は同期間で7.6%から4.9%に低下した。
- ◆ ただし、イタリアとギリシャのいくつかの「主要銀行」の指標を見極める必要性
- ◆ ギリシャ銀行制度の安定性の促進にコミットしているECB⇒ ギリシャに対して必要とされる資本比率の厳格化というECBによる真剣な対応:
 - ① 2015年の包括的評価(2015年6~10月実施)以外、ECBがギリシャの4行の「主要銀行」の個別の包括的評価も実施した(当該包括的評価がギリシャ・欧州委員会間の覚書きに基づいている)
 - ② ギリシャがまだ多くの深刻なマクロ経済問題に直面しているため、ECBはギリシャのための最低限のCET1資本比率を引き上げた (AQR後またはストレステストのベースラインシナリオ後のその比率が9.5%となっており、ストレステストの悪化シナリオ後のその²³比率が8%と定められている)

EUの金融的安定を促進する銀行同盟
ギリシャとイタリアの銀行の銀行指標

Bank (Country)	BIS total capital ratio (%)					ROE (%)					NPL Ratio* (%)			
	2012	2014	2015	2016	2017	2012	2014	2015	2016	2017	2012	2014	2016	2017
Eurobank Ergasias(GR)	11.6	16.6	17.4	17.9	18.0	-40.1	-32.9	-30.5	2.7	2.6	22.8	33.4	34.7	33.4
National Bank of Greece (GR)	9.0	13.6	14.6	16.3	17.0	-36.4	-17.7	-57.5	-41.8	-5.9	19.0	22.3	33.0	32.0
Piraeus Bank (GR)	9.7	12.5	17.5	17.0	15.1	-29.5	-44.3	-31.3	-2.0	-18.2	23.3	38.8	37.5	34.4
Monte dei Paschi di Siena (IT)	13.8	13.0	15.9	10.4	14.9	-42.3	-116.3	4.2	-60.3	-47.2	11.4	19.4	21.3	16.3
Banca Carige(IT)	10.5	11.2	14.9	13.8	12.6	-19.2	-38.3	-7.2	-21.1	-29.1	6.4	12.8	15.6	8.6
Veneto Banca(IT)	10.0	10.3	9.1	8.3	n/a	-3.8	-51.5	-66.1	-156.5	n/a	4.5	11.4	18.2	n/a
Banco Popolare (IT)	14.0	14.6	15.9	16.2	n/a	-15.1	-47.6	5.8	-44.9	n/a	7.3	17.4	18.5	n/a
Banco Popolare di Milano (IT)	12.1	15.4	14.3	13.4	n/a	-15.4	7.9	8.3	0.6	n/a	4.9	9.3	8.7	n/a
Banco Popolare di Vicenza (IT)	11.3	11.6	8.1	8.9	n/a	5.6	-37.5	-114.3	-108.6	n/a	6.7	11.3	17.6	n/a
Banca Popolare dell'Emilia Romagna (IT)	12.1	12.2	12.5	15.2	16.7	-0.2	1.3	4.7	0.2	4.4	7.8	14.3	13.6	13.1

出所) The Banker, various issues (2012-2018)より報告者作成。

EUの金融的安定を促進する銀行同盟 SRMに関する最近の展開

2017年6～7月には、銀行救済の次のケースによって銀行同盟の破綻処理メカニズムであるSRMが実際に適用され、SRM下の銀行救済の決定方法を改善する余地があると示された

- ◆ 2017年6月、イタリア地方銀行2行(Banca Popolare di Vicenza及びVeneto Banca)のケース:この2行がシステム上重要な銀行ではないという理由で、イタリア政府による破綻処理が利用できるものとSRBが決定した(※要するに、銀行のサイズが小さく、システム上のリスクがないとSRBが判断した場合、BRRDに基づいた銀行破綻処理が適用しない)
→ただし、この2行に対して決まった公的資金注入という救済策は、公的資金注入前には債権者の負担を求めるBRRDの考え方とは異なるのではないかという批判が高まった。それに対して、SRBの決断がBRRDの抜け道ではないとEU側が解釈した
- ◆ イタリアの最大銀行4位のMonte dei Paschi di Sienaのケース: BRRDの例外措置である「予防的公的資金投入(存続可能な銀行を対象に公的資金投入が認められる)」が適用され、イタリア政府による処理が行われた

⇒しかし、上記の2つの救済をきっかけに、Elke Koenig 単一破綻処理委員会委員長が銀行破綻処理のガイドライン(BRRD等)の見直し検討を表明した(木内2017)

- ◆ 2017年7月、スペインのBanco Popularのケース: SRB下でこの銀行の破綻処理が行われた→公的資金が使用されず(Banco PopularがスペインのBanco Santanderに吸収された)²⁵
⇒市場参加者がSRBの対応を高く評価した

非ユーロ圏から見た銀行同盟 銀行同盟の加盟国

- ◆ 銀行同盟の加盟国の理想的な幅(geographical scope)に関して様々な議論があったが、最終的には欧州委員会の最も現実的な次の提案が採択された:

銀行同盟の加盟国 = EU19+

ユーロ圏(現19カ国) + 非ユーロ圏から希望国の参加も可能である

- ◆ 非ユーロ圏EU加盟国が銀行同盟に追加されることはopt inと呼ばれ、密接な協力関係に入ることを意味している

⇒SSMへの参加 (ECBと当該国の監督当局との間の緊密な協力関係) および
SRMへの参加 (SRBで参加すること、SRFへのアクセス、SRFへの寄与の義務)

非ユーロ圏から見た銀行同盟

銀行同盟に対するEU28カ国のスタンス (2016年5月時点)

- ユーロ導入国
- 加盟意向国
- ▨ 様子見する国
- ▨ 加盟しない国



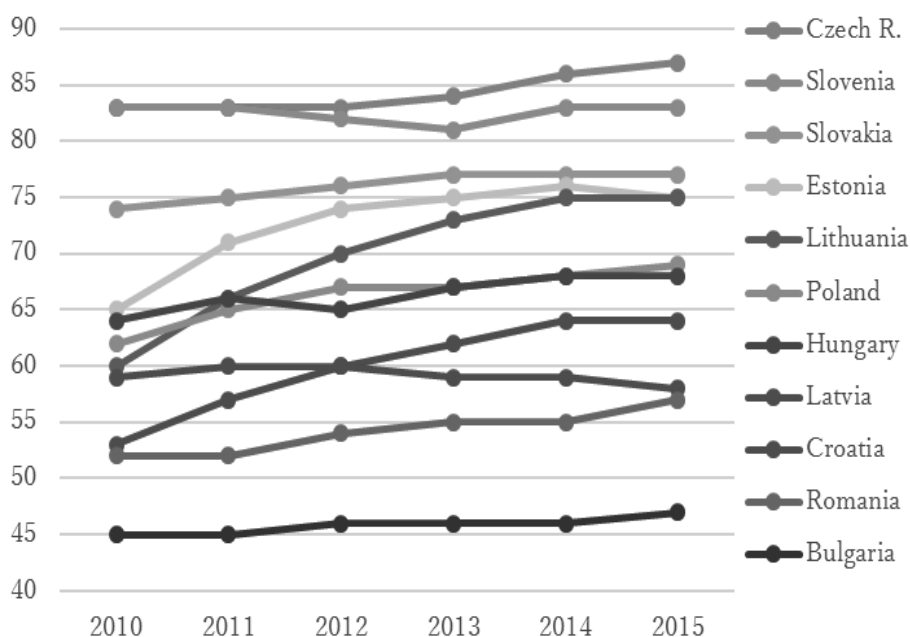
27

出所) 各国の中央銀行の発表より報告者作成。

非ユーロ圏から見た銀行同盟

中東欧諸国の経済

中東欧諸国の一人当たりGDP (EU28=100)

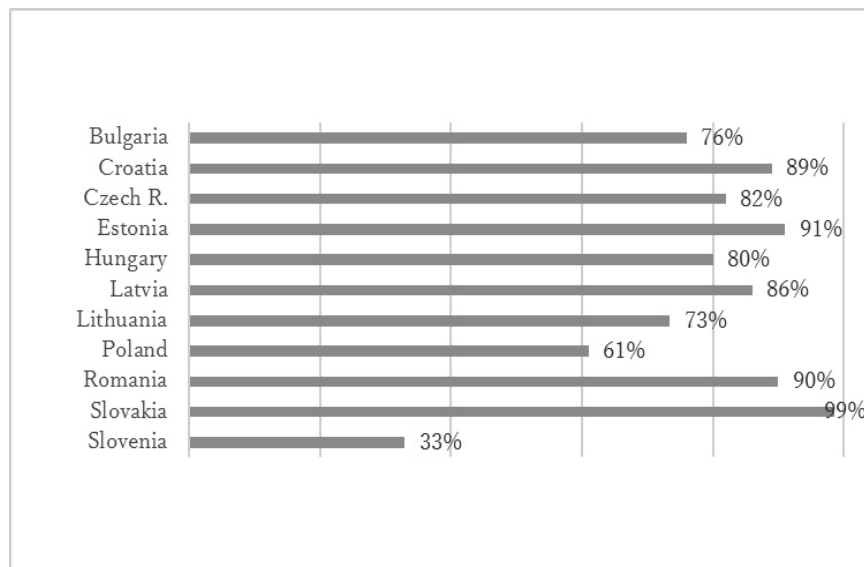


28

出所) Eurostatより報告者作成。

非ユーロ圏から見た銀行同盟 中東欧諸国の銀行部門

中東欧諸国銀行部門における外資系銀行による所有（総銀行資産の%、2015年）

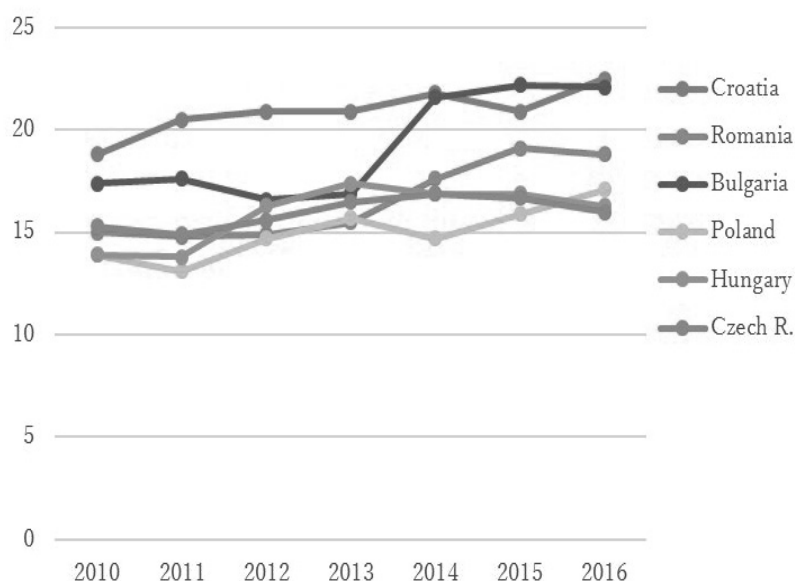


注) リトアニアのデータは2014年のものである。

出所) Raiffeisen Research, CEE Banking Sector Report, June 2016; Eesti Pank, Financial Stability Review, 29 2016; OECD, Latvia: Review of the Financial System, 2016; European Commission, Country Report on Lithuania, 2016より報告者作成。

非ユーロ圏から見た銀行同盟 非ユーロ圏中東欧諸国の銀行部門【1】

非ユーロ圏中東欧6か国におけるCapital Adequacy Ratios (%)

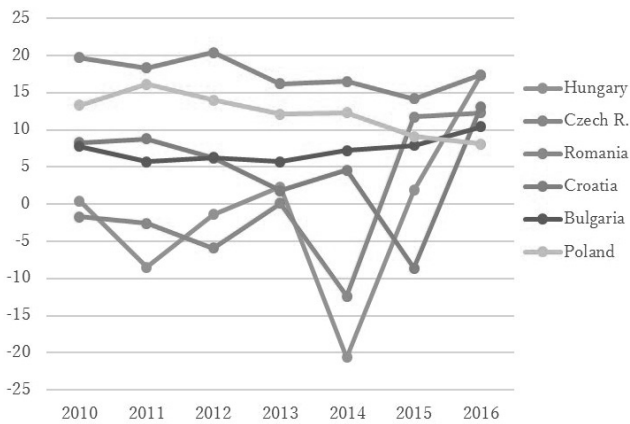


出所) Financial Soundness Indicators database, IMFより報告者作成。

30

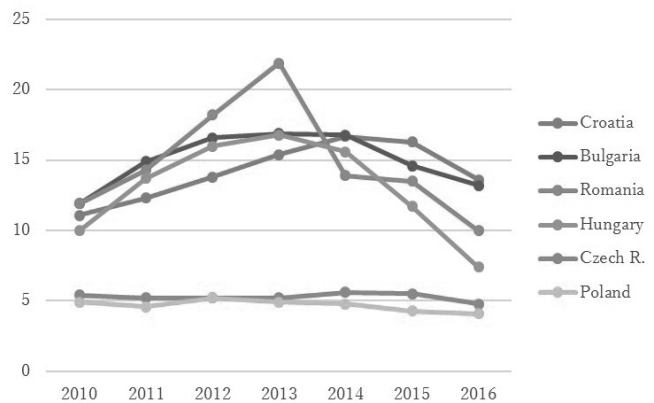
非ユーロ圏から見た銀行同盟 非ユーロ圏中東欧諸国の銀行部門【2】

非ユーロ圏中東欧6か国における
銀行のReturn on Equity (%)



出所) Financial Soundness Indicators database, IMFより報告者作成。

非ユーロ圏中東欧6か国における
銀行の不良債権比率 (%)

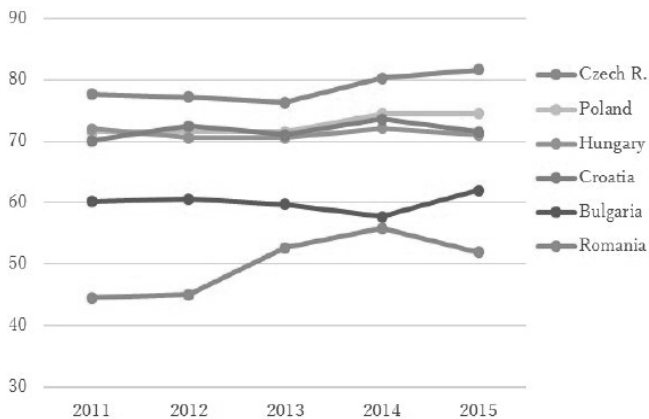


出所) Financial Soundness Indicators database, IMFより報告者作成。

31

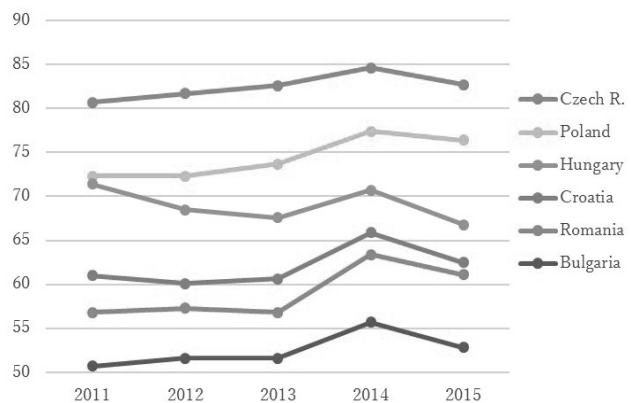
非ユーロ圏から見た銀行同盟 非ユーロ圏中東欧諸国のガバナンス指標

非ユーロ圏中東欧6か国における政治
効率性の指標



出所) Worldwide Governance Indicators database, World Bank Groupより報告者作成。

非ユーロ圏中東欧6か国における
法の支配



出所) Worldwide Governance Indicators database, World Bank Groupより報告者作成。

32

非ユーロ圏から見た銀行同盟

銀行同盟：加盟意向国と様子見する非ユーロ圏の中東欧諸国

- クロアチア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアの銀行部門に比べ、チェコとポーランドの銀行部門の方が安定的な指標を示している
- さらに、上記の4か国に比べ、チェコとポーランドの方が比較的強いガバナンスが読み取れる

データ比較に基づき、チェコ、ポーランド対ルーマニア、ブルガリアの二つのグループへの分類ができた

⇒ 一貫性のある高度な銀行監督を実現するため、ルーマニアとブルガリアが銀行同盟加盟意向国になっているということが示唆された

33

非ユーロ圏から見た銀行同盟

ユーロ導入による銀行同盟の拡大の展望

ユーロ未導入国のマーストリヒト条件達成状況(2016～2018年) 単位：%

Country	HICP Inflation*			General government deficit (as % of GDP)			General government debt (as % of GDP)			Long-term interest rate**		
	2016	2017	2018	2016	2017	2018	2016	2017	2018	2016	2017	2018
Croatia	-0.6	1.3	1.3	-0.9	0.8	0.7	80.6	78.0	73.7	3.5	2.8	2.6
Czech R.	0.6	2.4	2.2	0.7	1.6	1.4	36.8	34.6	32.7	0.4	1.0	1.3
Hungary	0.4	2.4	2.2	-1.7	-2.0	-2.4	76.0	73.6	73.3	3.1	3.0	2.7
Poland	-0.2	1.6	1.4	-2.3	-1.7	-1.4	54.2	50.6	49.6	3.0	3.4	3.3
Sweden	1.1	1.9	1.9	1.2	1.3	0.8	42.1	40.6	38.0	0.5	0.7	0.7
Bulgaria	-1.3	1.2	1.4	0.2	0.9	0.6	29.0	25.4	23.3	2.3	1.6	1.4
Romania	-1.1	1.1	1.9	-3.0	-2.9	-3.4	37.4	35.0	35.3	3.3	4.0	4.1
Reference value***	1.9			-3.0			60.0			3.2		

出所) ECB, Convergence Report, May 2018, p.42より報告者作成。

34

非ユーロ圏から見た銀行同盟 銀行同盟：加盟意向国と様子見する国の説明

ブルガリア、ルーマニアの視点 (加盟意向国)

ブルガリアで発生した2つの銀行取り付け
(2014年6月)⇒同国が次の3点を必要とすることになり、銀行同盟加盟意向を表明した：
①SSM下で統合された高度な監督ルールまたは効率的な危機予防 ②SRM下での破綻処理制度の強化 ③ECBが実施する包括的評価による信頼性

ルーマニアの加盟意向の理由：

①市場リスクを大幅に減少させることで進出した外資系銀行が資金引き上げするインセンティブを持ち得なくなる ②銀行同盟内の意思決定に影響を与える立場 ③ユーロ圏の銀行が同国の銀行市場で非常に高い市場シェアを占める→銀行同盟加盟が当然の選択肢である ④本国と受入国との監督当局の間の協調困難が消滅できる

クロアチア、チェコ、ハンガリー、 ポーランドの視点 (様子見する国)

- ・当該局監督がうまく設計され、十分な監督能力があるため、ECBに銀行監督の主権を譲渡する必要がない
- ・現在、政府(主に、ハンガリー)が銀行部門における当該国利害を推進する政策 (“banking nationalism”)をとっている
- ・未完成の銀行同盟の制度へ加盟することにはリスクがあるという認識
- ・ユーロ圏諸国・非ユーロ圏諸国の平等な扱いが保障されていないという懸念
⇒ 全体的に、銀行同盟への加盟が優先すべき政策課題ではないという認識

35

非ユーロ圏から見た銀行同盟 銀行同盟：様子見する国の説明 (続)

- だが、これら諸国の視点が変わる可能性は十分ある→銀行同盟への加盟を躊躇する諸国のうち、加盟意向へシフトした国(特に非ユーロ圏中東欧で最大国のポーランドの影響が大きい)が現れた場合、他国に同様のシフトをするように市場からの圧力がかかる可能性が高いということが先行研究で述べられた(Kisgergely et al. 2014)
- 危機時にも銀行部門が安定性を保ち、外資系銀行の子会社を監督する当該国の監督当局が十分な監督能力がある場合、銀行市場のリスクの過小評価につながるリスクがある(例えば、2015年のポーランドのSK銀行破綻が同国で15年ぶりに発生した銀行破綻のケースであった。ポーランドの安定的な銀行市場では予想されていなかった)

36

銀行同盟の今後の課題

金融的安定という側面から見た銀行同盟の課題【1】

欧州共通預金保険制度(EDIS)が建設中であり、進展が遅れていること

- ◆ EDISが政治的な意志の欠如のため、当面構築されていないという問題がある
- ◆ 尾上修悟(2014)及びCastaneda, J. et al. (2016)がその背景にあるドイツにおける政治的な抵抗(自国の納税者がユーロ圏他国の銀行救済のコストを負担するというドイツ国内の懸念が強い)を詳しく説明しながら、銀行同盟にEDISを組み込むまでユーロ圏が完全に危機から抜け出せないと指摘する
⇒そのため、銀行同盟の完成に向けて、EDISに対するEUの前向きな姿勢と構築の加速化が必要である(主に、ドイツの協力的なスタンスが必要である)

最近の進展

- ①2015年6月に公表された「欧州における経済・通貨同盟の完成に向けて」の報告が長期に亘ってEDISの完成を提唱している
- ② 2015年11月24日に欧州委員会が各国レベルの預金保険制度からEDIS完成までの3段階アプローチを提案した(2024年までにEDISを完成させるためのアプローチ)
- ③ EUの経済・財務理事会(Economic and Financial Affairs Council: Ecofin)は2016年6月の「結論」において、銀行制度におけるリスク削減対策に関する十分な進捗があり次第、EDISを巡る政治的な交渉が開始するということに合意した

37

銀行同盟の今後の課題

金融的安定という側面から見た銀行同盟の課題【2】

現在、SRFにはユーロ圏全体をカバーする財政的支えがないという課題

- ◆ SRFに対する共通の財政的支え(バックストップ)が危機管理に十分かどうかという懸念が頻繁に取り上げられている
- ◆ SRFが2024年にEUレベルで完全に共有化する
- ◆ 2024年までには、SRFを支える共通のバックストップの設置義務が政府間協定によって求められた(ユーロ圏が参加する他、英国とスウェーデンを除く7カ国も政府間協定を締結している)
- ◆ SRM下では政府が債務危機に陥った場合、ESMから直接に銀行への資本注入が可能になったため、ESMが事実上に共通バックストップの手段となっている
- ◆ 但し、ESMからの信用枠が厳格な条件に依存し、ユーロ圏諸国のみがESMにアクセスできる状況の下、少なくとも2024年までには銀行を救済するコストについては各国(各国の破綻処理基金)が担うことになる(IMF 2013、尾上 2014)

38

銀行同盟の今後の課題: 結論

- 現行のEU銀行同盟がまだ完成していない→銀行-政府間の危機(銀行負債と国家財政との間の悪影響)を防止するようになるという段階までさらなる進展が求められている
 - ただし、現行のEU銀行同盟は危機の予防、管理、解決を一貫した規制に基づき、金融監督及び銀行破綻処理に関する加盟国の主権がEUレベルへ譲渡されるため、銀行同盟はEU統合を新たな次元に進展させたという意義を指摘できよう。現段階の銀行同盟はSSMとSRMの下でユーロ圏における金融的安定が強まることを本報告で示した
- ◆ 尚、金融統合の深化において銀行同盟の機能を一層発揮できる2つの経路がある:
- (1) 単一金融市場の統合を進展するためには、銀行同盟への非ユーロ圏諸国による参加が望ましい⇒銀行同盟について躊躇する非ユーロ圏諸国が参加を希望するために、EU側でインセンティブを創り出すことが今後問われる
 - (2) 2015年の『欧州におけるEMUの完成に向けて』の報告が示したように、EUは資本市場同盟(Capital market union: CMU)にコミットしており、銀行同盟－資本市場同盟間には補完関係がある。全EUを対象とする資本市場同盟が銀行融資以外の資金調達手段を促進するため、資金の源泉の多様化と資金へのより容易なアクセスというプラスの効果が期待できる

39

EU経済の現状 【1】

Overview - the autumn 2018 forecast

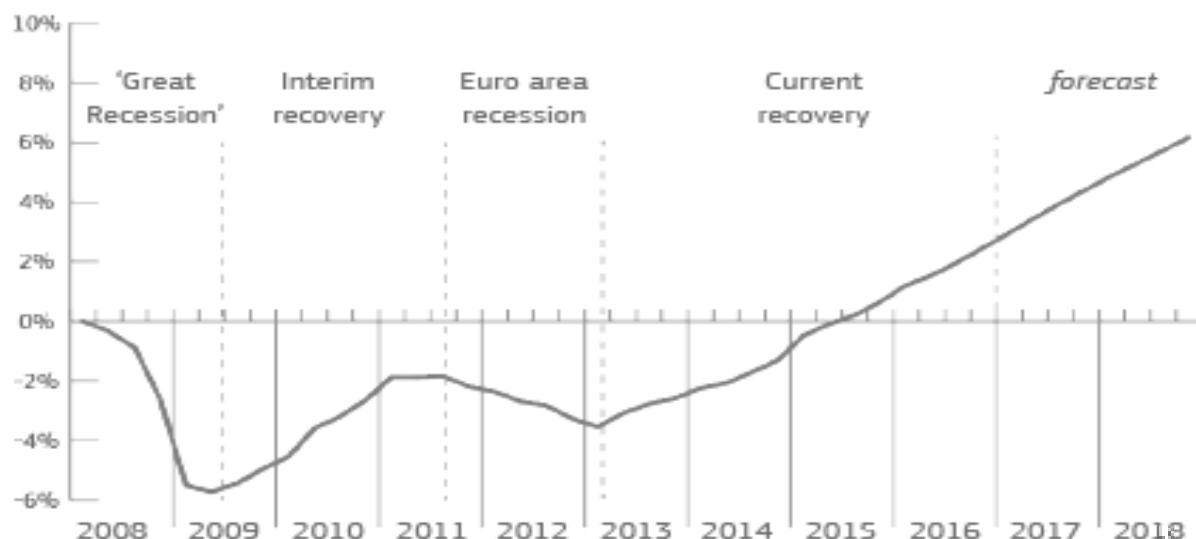
	Real GDP			Inflation			Unemployment rate			Current account			Budget balance		
	2018	2019	2020	2018	2019	2020	2018	2019	2020	2018	2019	2020	2018	2019	2020
Belgium	1.5	1.5	1.4	2.3	2.1	1.8	6.4	6.1	5.9	1.2	1.1	1.1	-1.0	-1.1	-1.3
Germany	1.7	1.8	1.7	1.8	1.9	1.6	3.5	3.2	3.0	7.8	7.3	6.9	1.6	1.2	1.1
Estonia	3.5	2.8	2.6	3.5	3.3	2.5	5.7	6.0	6.0	3.5	3.2	3.2	0.5	0.5	0.2
Ireland	7.8	4.5	3.8	0.7	1.2	1.4	5.6	5.1	4.9	11.7	11.6	11.4	-0.1	-0.1	0.2
Greece	2.0	2.0	2.0	0.8	1.2	1.0	19.6	18.2	16.9	-0.2	-0.2	0.3	0.6	0.6	0.6
Spain	2.6	2.2	2.0	1.8	1.7	1.5	15.6	14.4	13.3	1.2	1.0	1.1	-2.7	-2.1	-1.9
France	1.7	1.6	1.6	2.1	1.7	1.6	9.0	8.8	8.4	-0.6	-0.7	-0.5	-2.6	-2.8	-1.7
Italy	1.1	1.2	1.3	1.3	1.5	1.4	10.7	10.4	10.0	2.6	2.5	2.5	-1.9	-2.9	-3.1
Cyprus	3.9	3.5	2.9	0.8	1.3	1.4	8.2	6.3	4.8	-8.2	-9.3	-9.5	2.8	3.0	2.9
Latvia	4.1	3.2	2.9	2.7	2.7	2.4	7.3	6.7	6.5	0.0	-0.4	-0.4	-0.8	-1.0	-0.7
Lithuania	3.4	2.8	2.5	2.6	2.2	2.1	6.5	6.3	6.3	-0.8	-0.8	-0.6	0.6	0.4	0.1
Luxembourg	3.1	3.0	2.7	2.0	2.0	1.8	5.3	5.2	5.2	4.2	3.8	3.3	1.3	1.2	0.9
Malta	5.4	4.9	4.4	1.8	1.9	2.0	3.9	4.0	4.0	12.3	11.2	10.6	1.3	1.2	0.7
Netherlands	2.8	2.4	1.8	1.6	2.5	1.7	3.9	3.6	3.6	10.1	9.5	9.1	1.1	1.1	1.0
Austria	2.7	2.0	1.8	2.1	2.1	2.0	4.8	4.6	4.4	2.0	2.2	2.4	-0.3	0.0	0.1
Portugal	2.2	1.8	1.7	1.5	1.6	1.6	7.1	6.3	5.9	0.0	-0.1	-0.1	-0.7	-0.6	-0.2
Slovenia	4.3	3.3	3.0	2.0	2.3	2.2	5.6	5.3	5.1	7.5	7.1	6.7	0.5	0.4	0.2
Slovakia	4.0	4.1	3.5	2.6	2.6	2.4	6.9	6.3	6.0	0.0	1.2	2.1	-0.6	-0.3	-0.1
Finland	2.9	2.2	1.9	1.2	1.6	1.8	7.8	7.2	6.9	0.7	1.1	1.6	-0.8	-0.2	-0.1
Euro area	2.1	1.9	1.7	1.8	1.8	1.6	8.4	7.9	7.5	3.8	3.6	3.6	-0.6	-0.8	-0.7
Bulgaria	3.5	3.7	3.6	2.6	2.0	1.8	6.0	5.8	5.7	5.9	4.6	5.1	0.8	0.6	0.6
Czech Republic	3.0	2.9	2.6	2.1	2.2	1.8	2.4	2.5	2.6	-0.5	-0.5	-0.1	1.4	0.8	0.7
Denmark	1.2	1.8	1.6	0.8	1.5	1.7	5.2	4.9	4.7	6.1	6.2	6.1	0.2	-0.1	0.6
Croatia	2.8	2.8	2.6	1.6	1.5	1.4	9.1	7.6	6.6	2.5	2.0	1.8	0.2	0.4	0.1
Hungary	4.3	3.4	2.6	3.0	3.3	3.0	3.6	3.3	3.2	1.2	0.0	0.3	-2.4	-1.9	-1.8
Poland	4.8	3.7	3.3	1.2	2.6	2.7	3.3	2.9	2.8	-0.6	-0.9	-1.3	-0.9	-0.9	-1.0
Romania	3.6	3.8	3.6	4.3	3.5	3.3	4.3	4.2	4.1	-3.7	-4.2	-4.5	-3.3	-3.4	-4.7
Sweden	2.4	1.8	1.8	2.1	1.9	1.6	6.3	6.2	6.2	3.2	3.0	2.9	1.1	0.9	0.8
EU27	2.2	2.0	1.9	1.8	1.9	1.7	7.4	7.0	6.6	3.5	3.3	3.2	-0.6	-0.8	-0.6
United Kingdom	1.3	1.2	1.2	2.6	2.0	1.9	4.3	4.5	4.7	-3.3	-3.2	-3.0	-1.3	-1.0	-1.0
EU28	2.1	1.9	1.8	2.0	2.0	1.8	6.9	6.6	6.3	2.5	2.3	2.3	-0.7	-0.8	-0.7
USA	2.9	2.6	1.9	2.5	2.4	2.2	3.9	3.5	3.5	-2.4	-2.6	-2.8	-5.8	-6.0	-6.0
Japan	1.1	1.0	0.5	0.8	1.0	1.3	2.7	2.6	2.5	4.7	4.7	4.7	-3.3	-3.1	-2.8
China	6.6	6.2	5.9	1.8	2.0	;	;	;	;	0.2	-0.2	-0.4	;	;	;
World	3.7	3.5	3.5	;	;	;	;	;	;	;	;	;	;	;	;

出所) European Commission (2018), European Economic Forecast, EUROPEAN ECONOMY, Autumn 2018, Institutional Paper 089, p.1.

EU経済の現状【2】

Economic activity was hit strongly by the crisis but is now recovering

% change in the level of real GDP of the euro area compared to 2008



出所) European Commission (2017), Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union, p.9.

EU経済の現状【3】

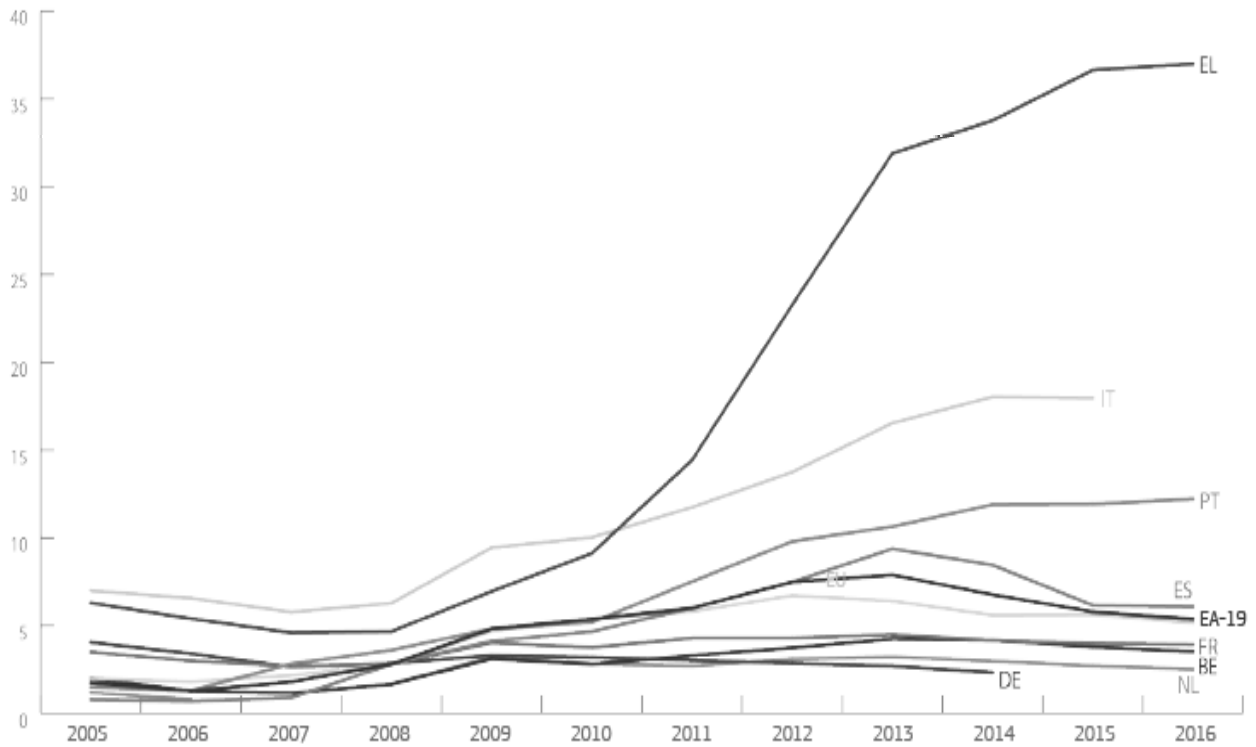
Investment in the euro area collapsed for several years and is only now picking up

% change in the level of investment in the euro area compared to 2008



出所) European Commission (2017), Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union, p.10.

Trends in the share of non-performing loans as a share of total gross loans

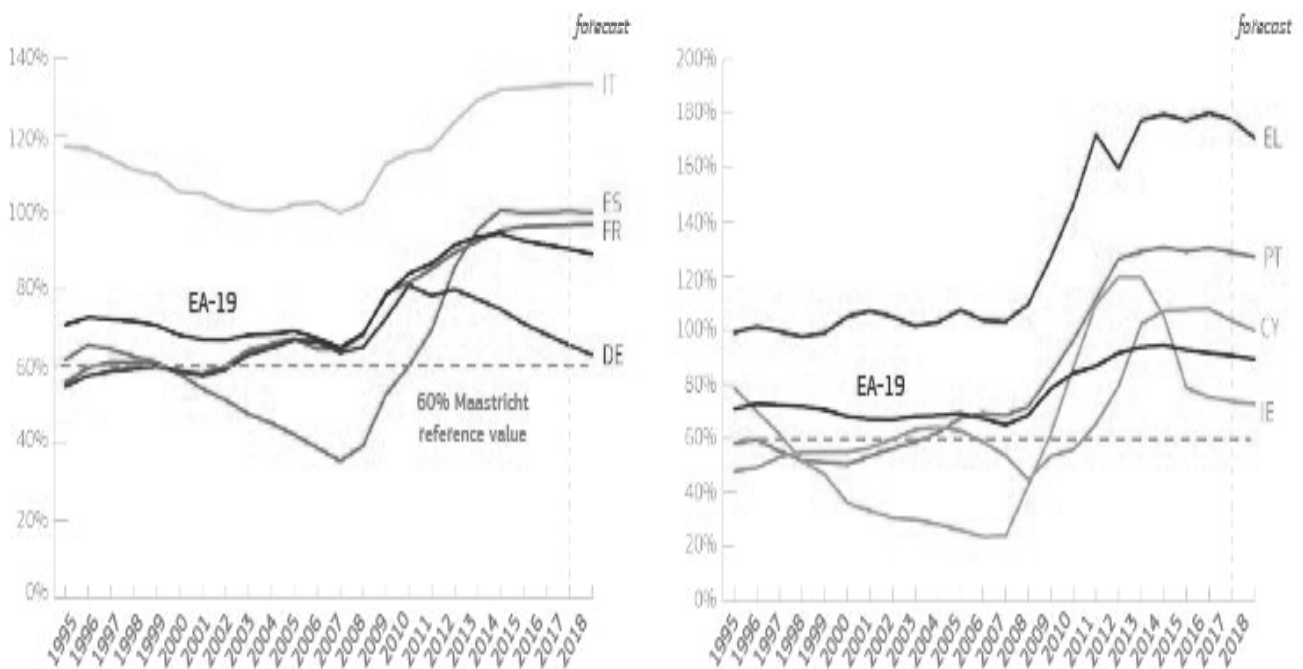


Source: World Bank and International Monetary Fund, latest data available

出所) European Commission (2017), Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union, p.36.

Trends in public debt

General government gross debt, as % of GDP



出所) European Commission (2017), Reflection Paper on the Deepening of the Economic and Monetary Union, p.37.

ご清聴ありがとうございました

45

主な参考文献【1】



- Banincova, Eva, “Developments in Banking Sectors of Central and Eastern Europe and Three Baltic States after the Global Financial Crisis and European Debt Crisis”, Kobe University Economic Review, Volume 58, 2012.
- Beck, Thorsten (editor), “Banking Union for Europe: Risks and Challenges”, Centre for Economic Policy Research (CEPR), 2012.
- Belke, Ansgar, Dobranska Anna, Gros Daniel and Smaga Pawel, “(When) Should a Non-Euro Country join the Banking Union?”, Ruhr Economic Papers # 613, March 2016.
- Caramidariu, Dan-Adrian, “The European Banking Union and Romania: The Impact of the new European Legal Frame on the Romanian Financial and Banking System”, Perspectives of Business Law Journal, Vol. 3, Issue 1, 2014.
- Carmassi, Jacopo, Carmine Di Noia and Micossi, Stefano, “Banking Union- A federal model for the European Union with prompt corrective action”, CEPS Policy Brief, No. 282, 18 September, 2012.
- Carmassi, Jacopo, Dobkowitz Sonja et al., “Completing the Banking Union with a European Deposit Insurance Scheme: who is afraid of cross-subsidisation?”, ECB Occasional Paper Series, No.208, April 2018.”
- Castaneda, Juan E., Mayes G. David and Wood Geoffrey (editors), “European Banking Union- Prospects and Challenges”, Routledge, 2016.
- Cristova-Balkanska Iskra, “Behavior of the Banking System in the Context of Post-crisis Economic Development of Bulgaria”, Journal of Financial and Monetary Economics, No.1/2014.
- Danmarks National Bank (Danish National Bank), “Danish Participation in the Banking Union”, Monetary Review 4th Quarter 2014.
- Darvas, Zsolt, Schoenmaker Dirk and Veron Nicolas, “Reform of the European Union financial supervisory and regulatory architecture and its implications for Asia”, Bruegel Working Paper, Issue 9, November 2016.
- Dullien, Sebastian, “How to complete Europe’s Banking Union”, ECFR (European Council on Foreign Relations) Policy Brief 107, July 2014.
- ECB, “Aggregate Report on the Comprehensive Assessment”, October 2014.

46

主な参考文献【2】

- ECB, “Report on Financial Structures”, October 2016.
- Elliott J. Douglas, “The Financial Sector: Key Issues for the European Banking Union”, in Dervis, Kemal and Jacques Mistral, “Europe’s Crisis, Europe’s Future”, Brooking Institution Press, 2014.
- European Commission, “Report: The High-Level Group on Financial Supervision in the EU”, (Chaired by Jacques de Larosiere), February 2009.
- European Commission, “A comprehensive EU response to the financial crisis: substantial progress towards a strong financial framework for Europe and a banking union for the Eurozone”, Memo /14/244 published on 28 March 2014.
- European Commission, “Banking Union: restoring financial stability in the Eurozone”, Updated version of the First Memo /14/294 published on 15 April 2014, Updated on 24 November 2014.
- European Commission, “A European Deposit Insurance Scheme (EDIS)- Frequently Asked Questions”, Memo/15/6153 published on 24 November 2015.
- European Commission, “Factsheet: Completing the Banking Union, in Factsheets on Economic and Monetary Union”, 21 October 2015.
- Gassmann, Peter, Wackerbeck, Philipp, Crijns, Jeroen and Karsten Christel, “The ECB’s Comprehensive Assessment- What can we learn from the results?”, Strategy and PwC, 28 October 2014, (<https://www.strategyand.pwc.com/reports/ecb-comprehensive-assessment>).
- Geeroms, Hans and Karbownik Pawel, “How to complete the EU’s Banking Union”, Federal Public Service Finance, Belgium, Bulletin of Documentation, No.74/1, 1st Quarter 2014.
- Georgescu, Oana Maria, “Romania in the Banking Union: Why the international supervision of cross-border banking is necessary”, CRPE (Romanian Center for European Policies) Paper, 2013.
- Hanada, Eva, “EU’s Banking Union from the Perspective of Central and Eastern Europe”, Presentation at the Annual Conference of European Union Studies Association Asia Pacific (EUSA-AP), 2 July 2017, Aoyama Gakuin University, Japan, 2017a.
- Hanada, Eva, “European Banking Union and the EU Member States in Central and Eastern Europe”, Presentation at the 38th Annual Conference of the European Studies Association (EUSA)-Japan, 19 November, 2017, Kyushu University, Japan 2017b.

47

主な参考文献【3】

- Hudak, Vazil, “Vyzvy suvisiace s budovanim bankovej unie” (Challenges related to building the Banking Union) in Slovak, Ministry of Finance, Slovakia, 2014 (www.asocfin.sk/wp-content/140121_MFSR-Hudak_bankova_unia.ppt).
- IMF, “A Banking Union for the Euro Area”, Prepared by Rishi Goyal et al., IMF Staff Discussion Note, SDN/13/01, February 2013.
- IMF, “Opting into the Banking Union before Euro Adoption” in the “CEE New Member States (NMS) Policy Forum”, Country Report No.15/97, April 2015.
- Interview with Daniele Nouy, Chair of the Supervisory Board of the ECB, by Dalius Simenas Verslo zinios, August 2016 .
- Interview with Nicolas Veron, Senior Fellow at Bruegel and Visiting Fellow at the Peterson Institute for International Economics, by Arturo Pallardo, November 2015.
- Isarescu, Mugur (Governor of the National Bank of Romania), “Relations between Euro and non-Euro Countries within the Banking Union”, Speech at the 15th Int’l Advisory Board of UniCredit, Rome, 2014.
- Jociene, Aldona, “Business Models of Scandinavian Banks Subsidiaries in the Baltics: Identification and Analysis”, Lietuvos Bankas, Occasional Paper Series, No.5, 2015.
- Juncker, Jean-Claude, in close cooperation with Donald Tusk, Jeroen Dijsselbloem, Mario Draghi and Martin Schulz, “Completing Europe’s Economic and Monetary Union”, European Commission, June 2015.
- Kattel, Rainer, Kregel Jan and Mario Tonveronachi (editors), “Financial Regulation in the European Union”, Routledge, 2016.
- Kisgergely, Kornel and Szombati Aniko, “Banking union through Hungarian eyes- the MNB’s assessment of a possible close cooperation”, Magyar Nemzeti Bank (Hungarian National Bank), Occasional Paper 115, September 2014.
- Koyama, Yoji (editor), “The Eurozone Enlargement- Prospects of New EU Member States for Euro Adoption”, Nova Science Publishers, 2016.
- Mero, Katalin and Piroška Dora, “Banking Union and Banking nationalism- Explaining opt-out choices of Hungary, Poland and the Czech Republic”, IBS (International Business School) Hungary Working Paper 1/2016 February.
- Pallardo, Arturo and Gandrud Christopher, “EU Banking Union: What it is and What it is Not. A Summary of the European multilevel bank regulatory structure”, 2016.

48

主な参考文献【4】

- Pisani-Ferry, Jean, Sapir Andre, Veron Nicolas and Wolff Guntram, “What kind of European Banking Union”, Bruegel Policy Contribution, Issue 2012/12, June 2012.
- Profant, Tomas and Toporowski Patryk, “Potential for Cooperation: Polish and Czech Standpoints on the Banking Union”, PISM (Polish Institute of International Affairs), Policy Paper No.16 (99), August 2014.
- Rother, Philipp, “Banking Union: State of Play and Challenges Ahead”, presentation at the conference on Banking Union held at Croatian National Bank, 18 May 2016.
- Sato, Hideki, “European Banking Union (EBU): Features, Prospects and International Aspects”, Presentation at the English Session of the Spring Conference of Japanese Society of Monetary Economics (JSME), 27 May 2018, Senshu University, Japan.
- The Banker, various issues (years 2000-2018).
- Van Rompuy, Herman (President of the European Council), in close cooperation with Jose Manuel Barroso, Jean Claude Juncker and Mario Draghi, “Towards a Genuine Economic and Monetary Union” (Four Presidents’ Report), 5 December 2012.
- Wyplosz, Charles, “On Banking Union: Speak the Truth”, Social Europe Journal, 17 September, 2012.
- 岩田健治(2016)、「繰り返すユーロ危機と通貨統合の行方—ヨーロッパ・セメスター最初の5年と『経済同盟完成』に向けた課題」、国際貿易投資研究所『世界経済評論7/8月号』通巻685号、復刊第4号、16—27頁。
- 尾上修悟(2014)、『欧州財政統合論』ミネルヴァ書房。
- 木内登英(2017)、「最近の欧州銀行救済策と銀行破綻処理のガイドライン見直し」野村総研研究所。
- 花田エバ(2018)、「EUの銀行同盟：金融的安定という観点から見た意義と課題」、井上典之、吉井昌彦編著(2018)、『EUの揺らぎ』勁草書房、第10章所収、208—228頁。
- バニンコバ・エバ(2013)、「ユーロ拡大とユーロ危機」、久保広正、吉井昌彦編著(2013)、『EU統合の深化とユーロ危機・拡大』シリーズ激動期のEU 第1巻、勁草書房、第5章所収、78—100頁。

<講師プロフィール>

花田エバ (旧姓 バニンコバ)

1977年生まれ、スロバキア共和国出身。

九州大学博士（経済学）

専門はヨーロッパ経済論、主に中東欧の新規加盟国の経済動向(直接投資、銀行部門等)。

職歴： 2000年1月 株式会社呉竹精昇堂 国際貿易部入社
2001年4月 KURETAKE UK LTD. 欧州営業部 管理職へ異動
2002年2月 KURETAKE UK LTD.退社
2002年4月 Yazaki Slovakia 経営委員会 入社
2004年3月 Yazaki Slovakia 経営委員会 退社
2010年4月 神戸大学 EU インスティテュート(EUIJ)関西業務推進室 助教
2011年5月 神戸大学 EU インスティテュート(EUIJ)関西業務推進室 准教授
2013年4月 神戸大学 EU インスティテュート関西業務推進室 特命准教授
2013年7月 神戸大学国際交流推進機構 EU 総合学術センター 特命准教授
2014年4月 神戸大学国際連携推進機構 EU 総合学術センター 准教授～ 現在に至る

産業研究所講演会 (IIR Seminar)

EU：成長戦略「Europe 2020」と経済通貨同盟 (EMU) の改革

EU: Growth Strategy Europe 2020 and Reforms of the Economic and Monetary Union (EMU)

2019年7月1日発行

編集・発行 関西学院大学産業研究所

〒662-8501 西宮市上ヶ原一番町 1-155

電話 0798-54-6127 FAX 0798-54-6029

Publisher

Institute for Industrial Research, Kwansei Gakuin University

1-155 Uegahara Ichiban-cho, Nishinomiya, Hyogo 662-8501 Japan

Tel +81-(0)798-54-6127

Fax +81-(0)798-54-6029

E-mail: sanken@kwansei.ac.jp



KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY



Co-funded by the
Erasmus+ Programme
of the European Union